

第六十三回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十二号

昭和四十五年四月二十三日(木曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 浦野 幸男君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡本 富夫君

理事 石井 一君

理事 宇野 宗佑君

理事 大久保武雄君

理事 海部 俊樹君

理事 小峯 柳多君

理事 坂本三十次君

理事 進藤 一馬君

理事 藤尾 正行君

理事 山田 久就君

理事 岡田 利春君

理事 中谷 鉄也君

理事 横山 利秋君

理事 多田 時子君

理事 川端 文夫君

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君

文部大臣 坂田 道太君

通商産業大臣 宮澤 喜一君

出席政府委員

行政管理庁行政 河合 三良君

管理局長 小宮山重四郎君

通商産業政務次 赤澤 瑤一君

官 通商産業省重工 業局長 朝永 良夫君

工業技術院長 郵政大臣官房電 氣通信監理官 柏木 輝彦君

委員外の出席者

防衛庁長官官房 防務課長 安田 寛君

防衛庁裝備局管 理課長 栗林 隆一君

法務省民事局參 事官 田邊 明君

大藏省主税局稅 制第一課長 安井 誠君

労働省労働基準 局補償課長 松尾 弘一君

労働省労働基準 局安全衛生部長 東村金之助君

労働省職業安定 局審議官 小嶋 光男君

商工委員会調査 室長 椎野 幸雄君

委員の異動

四月二十二日

大橋 武夫君

補欠選任

谷垣 專一君

同日

神田 博君

補欠選任

大村 襄治君

同日

田中 六助君

補欠選任

大村 襄治君

同日

丹羽 久章君

補欠選任

神田 博君

同日

大村 襄治君

同日

丹羽 久章君

同日

大村 襄治君

同日

丹羽 久章君

同月二十二日

グレープフルーツ等の貿易自由化計画再検討に 関する請願(小金義照君紹介)(第三七七二号)

同(保利茂君紹介)(第三七七二号)

同(坊秀男君紹介)(第三七七二号)

同(増岡博之君紹介)(第三七七四号)

同(三池信君紹介)(第三七七五号)

同(外五件)(毛利松平君紹介)(第三七七六号)

同(外五件)(八木徹雄君紹介)(第三七七七号)

同(菅太郎君紹介)(第三七八七号)

同(笹山茂太郎君紹介)(第三八七四号)

は本委員会に付託された。

四月二十日

皮革類の貿易自由化に関する陳情書(近畿二府 六県議會議長会代表和歌山県議會議長下西岩吉 外七名)(第一六八号)

船舶輸出振興対策確立に関する陳情書(東京都 港区芝罘平町三五日本船舶輸出組合理事長砂野 仁)(第一六九号)

米国の繊維製品輸入制限反対に関する陳情書 (大阪府議會議長八木清八郎)(第一八九号)

同外一件(福井県議會議長笠羽清右衛門外一名) (第二三五号)

同外五件(東大阪市議會議長天野清隆外五名) (第二五六号)

繊維製品輸出自主規制反対に関する陳情書(和 歌山県議會議長下西岩吉)(第二〇七号)

豪雪地帯に対する総合対策確立に関する陳情書 外二件(石川県議會議長青山征二外二名)(第二 三四号)

米国の繊維製品輸入制限に関する陳情書外一件 (山口県議會議長近間忠一外一名)(第二三六号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

情報処理振興事業協会等に関する法律案(内閣 提出第七四号)

〇八田委員長 これより会議を開きます。

情報処理振興事業協会等に関する法律案を議題 といたします。

質疑の申し出があります。順次これを許しま す。石川次夫君。

〇石川委員 実は商工委員会はいつも与党の出席 が非常に悪いので、このままでは質問をいたくな いのでありますけれども、せっかく文部大臣が、 多忙の時間をさいて十一時までということになっ ておりますので、やむを得ず質問を始 めたいと思います。

御承知のように、いわゆる情報化社会というの はどういふ社会かということは、だれしも的確に 予想することは困難であります。しかしながら、 いわゆる未来学者などの調べによりますと、大 体、将来は産業の中の三〇%あるいは五〇%を情 報産業が占めるであろう、こういうことがいわれ ております。そういうことになれば、ただ単に産 業構造が変わるという問題だけではなくて、情報 の持つ特殊性からいまして、社会心理に与え る影響というものはきわめて大きい。そうなりま すと、これはすぐれて、学校自体もそれに即応す る教育に切りかえていかなければならないとい う、(おめ)大きな教育問題にもなるのではな かりうか、こう思っております。私事を 申し上げたいへん恐縮であります。私もいな かの小さな幼稚園の名前だけの園長をやっており まして、その子供たちが大きくなった場合に一体ど ういう社会に生きるんだということになると、こ れは明らかに情報社会ということになるわけであ ります。したがって、そういう子供に対する教育は

一体どうだということになると、教えて覚えさせるという教育ではだめだ。これは、自分で何でもやらせる、そして質問を受ける、こういうことではないければ、情報化に即応する子供の教育にはならないのではないか。たいへんむずかしい問題でありますけれども、そういう考え方を私個人は持つておるわけであります。

そこで、まず第一にお伺いをいたしますけれども、たいへん時間がないようでありますから、簡単な御答弁でけっこうであります。アメリカで民間の文部省といわれておりますNEAというのがあります。アメリカ教育協会。ここでは、学年なし、無学年制の学校、こういうことを提案をしておるようであります。このことの事実を御存じであるかどうか。そしてそれはどういう理由に基づくか。これをまずお答えを願いたいと思います。

○坂田国務大臣 その点はよく調べてまいりませんで、承知をいたしております。

○石川委員 これはひとつ検討に値する問題だと思っております。これは要するにティーチングマシンによって個人個人が教育を受ける。いままでの教育は、教科書で一括をして平均的な教育をする。非常にすぐれた学生は非常にもの足りない感じを受ける、おくれた生徒はこれに対してほとんど取り残される、こういう教育がいまの教育であつたわけでありませうけれども、ティーチングマシン、学習ラボラトリーというものが発展をいたしますと、コンピュータで学生個人個人が教育を受けていく、ということになりますと、すぐれた子供はどんどん進んでいく、おくれた連中は一コンピュータによって解答を求め、解答が間違つたと、それをプランニングで教育をし直すというふうなことを繰り返しながらずっとテンポがよくなる、ということによって、教室などで教育をするという制度でなくなる。したがって、学年というものの必要性がなくなる。こういうことになつてくるのではないか。そういうことからNEAでは無学年制の学校ということになつてきておると思ふのでありますけれども、結局その間に介

在するティーチングマシンとしてはCAIというのがあるわけでありませう。CAIは日本でも試作の段階でありますけれども、最大五十端末を接続できるような試用実験というものをやることになつて、四十六年を目標にいまやつておるわけでありませう。これは、文部省、通産省その他、もろもろの民間のいろいろな協会やセンターなどが一緒にになりまして、機械工業振興資金というのに基づいてこの試作をやつておるわけでありませうけれども、現在どの程度に進んでおりますか。これは重工業局長が御存じでしょうが、簡単にお知らせ願いたいと思ひます。

○赤澤政府委員 詳細なことはいま手元に資料を持ってまいつておりませんが、民間の団体でございます電子工業振興協会というのがございますが、そこを通じまして、いまお話しのようなティーチングマシンの研究試作、こういった面に機械工業振興資金を交付いたしておるというふう聞いております。

○石川委員 これから、ティーチングマシンを中心とする教育に、いやおうなしに、好むと好まざるにかかわらず、そういう方向に行くだろうと思ふのです。アメリカのほうは、大体ティーチングマシンによる教育というのは三倍以上いかります。したがって、アメリカでもなかなか容易ではないということにはなつておるようでありませうけれども、一九七五年をめどにして大体費用がほとんどになるところまで、ソフトウェア、プログラミングというものが非常に進んでおります。日本はまだ機械ができておらずに、こういうような状態で、この面から教育の面で非常な立ちおくれが出るのではないか。これは四十六年の目標でありますけれども、四十六年というところからいふと、はたしてこれが実験成功するかどうかというふうな、きわめて細かい状態でありませうが、アメリカでは、ほとんどまだ実験の段階から幾分脱しないようではありますけれども、まず初等教育ぐらいは、これでもつてだんだんやつていけるといふ見通しはつておるようでありませう。

す。日本はまだまだ機械が完成をしないという段階であります。したがって、この立ちおくれを何とかして克服をせよとわなければならぬ。こういうことをまず申し上げておきたいと思ひます。一時間の教科について、専門家が集まつて大体二百時間くらい費やさないとい時間プログラムはできないということになっておりますが、たいへん困難な問題でありますけれども、これはぜひそういう方向に行かざるを得ないということ、この点で急ピッチに進めてもらわなければならぬ、こう思ふわけであります。

そこで、教室というものがなくなり、学年というものがなくなつた場合の初等中等学校の先生のあり方は一体どうなるのだろうか、こういう問題という見方が出てくる。みんな機械で応答しながら、そこでフィードバックをされながら、いままでの、覚えても覚えなくても、聞いても聞かなくてもいいという教育は、何でもかんでも解答を与えなければならぬ。解答をしなから進んでいくという教育、全部機械が相手でものを言つていくという教育がされるというふうになつてくるということになりますと、先生のあり方は一体どうなるのだろうか。この点が非常にむずかしい点でありますけれども、その点はどうかお考えになつておられますか。

○坂田国務大臣 先生御指摘のとおり、これから情報社会になりまして、いやがもうでもそういう世の中になつていくということは、私も承知をいたしておるわけでございます。しかし、こういうふうな無限と思はれるような情報というものが、一方面的に小さい子供たちに入つてくるということは、小さい子供たちの人間性を豊かにする教育というものが求められるという一面の要素を考へましたときに、これがプラスの面とマイナスの面とが働くというふうには私は考へるわけでございませう。したがって、これをいま無学年というふうなことも、それは実験的には考へられると思ひますけれども、すべてそうなるというふうな

ふうには考へてはならない。むしろ私は、人間それ自体が個別指導するというこの教育の原理といひますか、それはやはり残さなければならぬ。そしてやはり、知的な、あるいはある面においてこういうマシンを使つていくということが従になつていくことが、私は大事だといふふうに思ひます。したがって、このCAIによりまして教育につきましても、現在香川大学の附属高松中学におきまして研究開発が緒についておる段階でございまして、これを学校全体に及ぼすというふうな考えはまだございませう。しかしながら、そういうふうないろいろ試みといふものは、これから積極的に考へていかなければならぬといふふうに思ふわけでございませう。

○石川委員 文部大臣、原則論としてはわかるのですが、私のいまの質問に対する答弁にはなつておらないと思ふのです。確かにバラ色の幻想といふものが、幻想といつていかどうかかわりませうけれども、この情報化時代に対してはバラ色ばかりではないと思ふのです。非常に灰色の面があるという面、日本の精神面を豊かにするという面、一体どうしてこの情報化社会に対応するかというきわめて大きな問題は、これは私は別の面で提起をしたいと思つておつたのですが、現実の教育技術という面からいへば、これは当然ティーチングマシンによる個々の指導という方向にいかざるを得ないと思ふのです。また知的教育の面からいへば、このほうがはるかに効果がある。全体的にわかつたかと言つて、わかりましたというふうに見て、わかりもしないのに、どんどん進んでいくということではなくて、いや応なしにフィードバックによつてわからなければ進まないという教育、こういう教育になつていかざるを得ないと思ふのです。こういうことから、情報化問題というのは、かつての産業革命に匹敵する新しい革命ではないかというふうな意見もあるようでありませうけれども、それはともかくいたしまして、教育制度においては、日本において残された唯一の手工業のとりでが教育であります。手

工業であります。これはほんとうの近代産業には教育はなっておらない。これは、人間教育だから、人間は機械ではないというふうなことにこだわり過ぎておられるのです。現実の面では、この手工業のとりでを脱皮していかなければならぬ必要性に迫られてくるというのが、これからの情報社会における教育のあり方ではないか、こう思うわけであります。

したがって、その教師のあり方がどうなるかという、私は先生はたいへんひまになると思います。時間にたいへん余裕が出てくる。先生が不要になるとい時代ではないと思います。ただ、プログラムをつくるという任務が一つ残されます。これはたいへんむずかしい問題だろうと思えます。プログラムをつくるという問題が一つある。

それから残った時間は、いわゆる問題児、いわゆるおくれた子供、こういう子供に面接をして、個に教育を指導するという面。残された時間をそれに引き当てるという面での、精神面、人間性形成の上での大きな役割を果たせる時間的な余裕というものが出てくるのではないか、こういう気持ちがあるわけなんです。したがって、これからの情報化時代に即応して、教師のあり方が一体どうあるべきかというのをいまから検討しておかないと、いまの子供が育ったときは情報化時代ですから、いまから、教育のあり方についても、そういう点について、よほど慎重な検討をして対応していく。いつまでも教育は手工業ではないのだ、もう近代化されなければいけないのだというようにことに認識を切り変えてもらわなければならぬ段階にきているということを、ひとつしっかり腹に入れておいていただきたいと思うわけであります。アメリカでも、最近、このコンピュータによるところのティーチングマシン、学習ラボラトリーというものが発展いたしました、教育制度あるいは学級組織という問題が、非常に大きな問題となっております。教科書というものが必要なのか要らないのか。あるいは学級というものが、いま言った無学年という問題とかかわ

りのある問題であります。学級というものが一体必要なのかどうかという問題が真剣に検討されておる段階で、いまの文部大臣のお答えのように、いまの教育のままで何となくやっていけるし、またやることに非常に意義があるのだという考え方だけでは、とてもこの変革に対応できないということを、ぜひひとつ御認識をいただきたいと思うのであります。

それから、時間がないようでありますので、その次の問題に移りますけれども、実は産業のほうの関係では、経営の変革が行なわれようとしております。いわゆるMISという、経営情報というものによって、中央のセンターのあるところへ各工場、各販売、営業というものの実績が日ごとに入ってくる。その数字に基づいて的確な判断をし、また指令を出すというようことで、経営の關係で非常な変革が行なわれようとしております。まだ軌道に乗っておりませんが、オンライン・リアルタイムというものによってそれができようとしておる。教育だけがそのうち外というわけにはいかないわけですね。そういう点で経営のほうは大きく変わろうとしておるわけでありますけれども、一方入学試験は一体どうかという問題をひとつ申し上げたいと思うのです。

ということ、詳しく申し上げる時間の余裕がないわけでありますけれども、大体家庭にも端末装置が入るのは一体いつかということ、人によつていろいろ意見があります。しかしながら、二十年、三十年ということになれば、家庭にも端末装置が入ってくるようになるでしょう。家庭に對していろいろな情報を直ちに渡すというふうな時代になると思うのであります。どうも文部大臣、端末装置というものを初めて聞かれたようでありますけれども、実はそういう時代になるわけであります。そうなりますと、いままでの教育は、坂田さんも東大の秀才でいらつしやるので、入学試験の難関を突破されたわけでありますけれども、入学試験というものは大体記憶にたよればそれで済む、知識があれば間に合う、こういうことで試

験制度というものが行なわれてきたと思うのであります。しかしながら、家庭に端末装置というものがあつて、いつでも必要な知識、必要な情報というものが家庭でも得られるという時代になると、一体知識とは何ぞやということになる。役に立たない。全然役に立たぬということも暴言でありますけれども、知識とか記憶というものはたいした役割を果たさないう時代になってくることは明らかであります。そうなりますと、現在の入学試験というものは、皆さん非常な難関を突破して入学試験に合格され、そして卒業されるわけでありますけれども、入学試験のあり方を変えていかなければいかぬのじゃないか。入学試験もなくなるという時代が一番いいのでありますけれども、そこまではなかなか考えにくいので、入学試験があるという前提で考えると、この入学試験のあり方は、いままでのように、記憶をたどつて答案を書かせることは、たいして意味がなくなる。したがって端的に言いますと、問題を解決するという人間よりは、問題を掘り起こして提起をするという人間、したがって創造性が豊かであつて判断力が豊かであるという——これはいままでも言われておつたことでありますけれども、なかなかその実現ができなかつた問題であります。これは明かに創造性と判断力というものが要求され、問題を提起するという人でなければあまり役に立たないという時代になってくるのではないかとおもうのです。そうなりますと、入学試験もいままでのようなあり方であつて一体いいのだからかという気持ちがあるわけでありますが、その点は一体どうお考えになりますか。

○坂田国務大臣 現在の入学試験制度につきましてはいろいろ問題がございますから、これは抜本的な改善をやらなければいかぬのじゃないかというふうに思ひます。また、能力テストその他のものも、こういうようなコンピュータや、あるいはこれから発達しますいろいろな機械等を通じて入学試験をやるということが考えられるというふう

うに思うわけでありますが、先ほども申し上げますように、こういう機械化時代になりますと、やはりそれによる人間性の喪失ということが非常に大きな問題になるわけでございます。いまお話しになりました創造性ということ考えた場合におきましては、あまりにも機械的な、一方的な知識の伝達というふうなことだけでは、なかなかこれは養いがたいのだ、こういうふうなことでございまして、機械の発達に對しまして、それを駆使するところの教師を養成していくということも大切でございします。同時に、子供たちの人間的な情操あるいは創造性の豊かなものをつちかうということが強調されなければ、私は、教育というものは成り立たない、あるいはまた、われわれが今日求められておる人間性豊かな教育というものはできないというふうに思ひます。

○石川委員 どうも私の質問に直接はお答えになっておらないようでありまして、われわれ、どういう入学試験をやろうかということについては、現在時点でも非常に問題が多いことはよく承知をしております。それから、情報化時代に即応する人材を養成するための入学試験のあり方というものは新しいテーマであります。これは非常にむずかしいと思うのです。しかし、いまお答えになつたように、情報教育とか人間形成という問題は当然必要であります。これからは、人間性否定の時代ではなくて、はんなりする誤った情報によつて人間性がゆがめられる時代になるということとを、私は非常におそれているわけです。それはそれで大きな問題でありますけれども、教育の場における教育のシステムの問題としては、こういうふうな機械化の方向にいかざるを得ない。また事実、記憶というものと知識というものがあまり役に立たなくなる時代になるということも必然であります。そういう時代に即応する新しい教育のあり方、新しい入学試験のあり方というものをいまから真剣にやつてもらわなければ、いまの子供は情報化時代に生きていくんですから、いの子供からもうすでに、そういうふうな、即応した教

育をやらなければいかぬということに対する配慮というものが、全然欠けているのではないかと、うかがうてならないんです。そういう点で、情報化時代に即応する教育という意味で、あと一回教育というものを直して行く。人間性歪曲の時代でありました。したがって、それに対して一体どうしたらいいのかということも含めて、真剣にこの情報化時代に即応する教育というものを考え直したいと思うのです。

それで最後に、時間がありません、十一時になってしまいましたから、一つだけ伺いたいと思います。要員の充足であります。これも、現在でもいろいろな点で、たとえば昭和四十七年の三月には全部を含めてコンピュータ関係要員十三万四千二百人、いまの五・一倍ということになっておりますけれども、アメリカの実情は、コンピュータだけを専門にやっておるという学生が一万九千人。おとしの統計であります。それからおとしの統計で、コンピュータを使える学生というのが実に四十三万人おるわけです。これに比べますと、日本はあまりにもひどい立ちおくれであります。したがって、こういう要員計画はありますけれども、学校の面で一体どうなっているか。それから一つ問題は、ほぼ理工科系のほうにはコンピュータは入っておりますけれども、ほとんどこれは理工科系だけであります。しかしながら、これからは経済でも法文系でも、新しい面としてコンピュータが使えろということとでなければならぬ。これはこの前も質問がちょっと出たわけでありまして、理工科系だけに限られるようなコンピュータの考え方は、これは非常に認識不足であります。したがって法文系でもこれを使えるということとでなければならぬ。それから内容も、コンピュータを理解するための基礎教育だけに限られて、研究用だけあります。したがって、これを運用し、そして教育用にこれを用いるということが絶対まだ進んでおらぬわけでありまして、これは非常に立ちおく

れであります。ことに短期大学や高等学校には、ほとんど皆無にひとしいという状態。これからは小学校でもコンピュータで学ばなければならぬというときに、コンピュータの普及度というのは実に低い。そういう点で、コンピュータを普及させるという問題と、コンピュータ関係の要員を充足させるという点について、どういうお考えを持っていますか。

それから、まとめて私、質問いたしますけれども、いろいろな答申案で、上級情報処理技術研修センター、研究センターというふうなものをつくれないかという意見を答申されております。あるいはまた、情報大学というものをどうしてもつくらなければならぬ。この大学はいわゆる文部省の統轄するような大学とは性格が違ってくる。これは、民間からどんどん入ってきて研修を受けるという形の――いま民間のコンピュータのハードウェアの会社はあちこちでやっております。そういうものを統合して、民間からどんどんその大学に行かせる、そして戻っていくという、開かれた、ほんとうに新しい形の大学でなければならぬと思うのでありますけれども、その辺についての要員の充足とコンピュータの普及、それから情報大学、一ぺんにまとめて御質問いたしたければ、ひとつ御答弁を願いたいと思うんです。

○坂田国務大臣 これから、コンピュータとあるいはテーピングマシンとか、そういうようなものを小さいうちから身につけさせろということ、非常に大事な点であると思っております。しかしながら、いろいろお金の面もございまして、一足飛びにそこまでいくというわけにはまいらぬかと思ひます。また小、中の段階におきましては、むしろ教育機器というふうなものから入っていくほうがいいのではないかと、このように考えて、昭和四十四年度、中学校におきまして二十二校指定をいたしました。一校大体百万円程度の教育機器を備えつけるようにいたしております。四十五年度には小学校二十二校ということの研究指定校にいたしました。こういうような研究を

積み重ねることにおきまして、漸次、小、中、高におきましてもこのような普及をはかってまいりたいというふうな考えでおるわけでございまして、それから大学におきましては、現在北海道、東北、東京、京都、大阪、九州の各大学に大型の計算機センターを設置し、名古屋大学は四十六年度設置予定でございますが、全国の大学の共同利用に供しております。国立大学に中、小型の計算機を二十一台設置いたしております。また公立大学には七十七台、これは昭和四十三年度現在でございますが、設置されております。四十三年度の利用計画につきましては、調査の結果によりまして、大型計算機につきましては、各センター一日平均八時間から二十時間稼働しております。その処理件数は年間合計約十八万五千件。中、小型につきましては、一日平均、国立大学は八・八時間、公立大学は七時間稼働して、年間約五千五百人の研究者が利用しております。なお、半数の計算機が教育実習用にも利用されておまして、実習を受けた研修生は年間一万五千人程度ということでございます。しかし、こういうようなことではまだまだ足りませんし、先ほどお話がございましたように、単に理工系だけでなくて、やはり文科系統にもこれを利用する、あるいは備えつけをやろということも望ましいと考えておりますし、そのような考え方で今後進めてまいりたいと考えております。

また、この技術者の養成をどのように計画していくかということにつきましては、この需要といふものはいよいよ増すばかりだと思っております。で、われわれといたしましては、この需要にこたえますために、教員の現職教育の実施や、あるいは関係学科、講座等の増設をはかり、また高等学校や高等学校の教育課程の改訂を検討し始めるなど、大学をはじめ、各学校段階における情報教育の充実強化を奨励しておるわけでございまして、昭和四十五年度の予算措置としましては、学科新設が五つの大学、一つの短期大学、二つの高専、研究施設の新設は二大学及び一大学の、こ

れは事業費でございます。講座新設が二大学、こういうふうなわけでございまして、情報処理技術者の養成にあたりましては、単に当該技術を習得させただけでは、やはり行き詰まるおそれがございますので、われわれといたしましては、学校におきまして情報処理教育の対象を専門学科の学生、生徒に限定せず、いま申し上げましたように、他学科の学生、生徒に対しまして、程度の差はあるといたしまして、情報処理教育を必要に応じて普及すべきであるというふうな考えをしております。これによりまして、情報処理技術者の養成にも役立つと考えております。このような形で情報処理教育の推進に欠かさない要件といたしましては、教育指導者の学校でありますし、当面、その養成とにらみ合わせて適切な人材養成計画を立てる必要があると考えております。その具体的な計画の詳細につきましては、他省庁の関係者等を含みますところの情報処理教育に関する会議を設けまして、目下検討いたしておるわけでございまして、昨年の七月に一応中間的な答申もいたしておりますから、その答申に基づきましていろいろ施策を進めてまいりたい、こう考えておる次第でございます。

○石川委員 どうも、いま聞いただけではよくわかりませんが、各学校の現状などについては、私どもも資料をいただいておりますので、別にいま御説明いただかなくてもその点についてはわかっております。問題は、いまのようなコンピュータの普及程度では非常に立ちおくれを来たすというところの認識をしていただいて、徹底的な普及、これは予算の関係もありまして、どうしても、ぜひやっていたらだかれば非常な立派なもので、ヨーロッパあたりでも、ハードウェアがアメリカに席巻されてしまったというところで、立ち上がってソフトウエアには非常な力を入れていまして、ハードウェアはどうかというやうな上陸を食い止めておるという状態でありまして、非常に累卵の危うきにあります。それ以上に、ソフトウエア

それは、情報化時代になったら一体どういうふ

りが中心になりまして、NC工作機械というものができておりますね。これが進みますと非常に人手がなくて済む。コンピュータが代行する。それからあと一つ、いま新聞などにもちよっと出ておりまして、どの程度か実態がよくわかりませんけれども、富士電機、富士通、それから千代田化工建設ですか、この三社が共同で無人プラントというもののを来年三月の目標でいまやっております。これはDDCシステム、高度の直接計数制御というものによつて人がいないでできます。装置産業の場合にはこういうことは可能だと思いますが、そういうふうなことでやっております。一方で、NC工作機械という人間にかわつて労働力を代替するというふうなものもがどんどんできていきますと、無人化が進んでいくというふうになります。いまのところはほとんど人手不足でありますから、そういうふうなことも失業問題には発展をしないであらう、こういうふうにいわれておりますけれども、私は必ずしもそうではないと思うのです。この進み方がどの程度急激に進むかどうかという点に関連をしてくるわけでありまして、経営部門だけじゃなく、もう人的資源の再配分というものがどんどん行なわれてくるし、省力化、無人化というものがどんどん進んでいけば、特に高年齢層の職場転換あるいは離職というふうなものが当然出てくることは予想しなければならぬ問題であります。そうなりますと、現在ではアメリカでは一％ぐらいしか数値制御機械というものは入っておりませんが、全体の中で一〇％ぐらいは現在時点で計画されておる。将来はこれを相当なパーセントまで持っていくという考え方でございまして、大体工作機械の数は減るわけじゃありませんけれども、機械工の数はものすごく減ってくるのではないかと、こういう予想がすでにアメリカでは立っておるわけでありまして、こういう新しい失業問題をどういうふうにお考えになっており、どういうふうに見通しをされ、どういうふうに対策を立てておられるか、この点を伺いたいと思うのです。

○小嶋説明員　お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘のように、情報化社会が進展してまいりますと、機械工その他の職種につきましても、非常に大きな変化が出てくるであろうというふうにも予測しておるわけでございまして、私も、まだ情報化が地についたばかりという現在では、これによりまして、大きな失業あるいは配置転換というようなことが生じた例は聞いておりません。しかし、いま先生御指摘になりまして、今後の情報化の速度というものが急速に進展いたしますならば、特に中高年齢者を中心として、これに円滑に適応できないというような事態も見通されるわけでございまして、今後、これらの労働内容の変化の方向という点について、積極的にこちらから情報を提供する、あるいは労働者の能力の再開発をはかることとしたいと存じます。また、万一これらの中高年齢者について失業が発生するというような事態が生じましたならば、現在でも行なっておりますように、特に管理技術面あるいは専門職を中心としたしまた登録あっせんということを行なうというふうな考えを、再就職を円滑に行ないたいというふうな考えておる次第でございます。

○石川委員 どうも的確な答弁ではないようなのですけれども、アメリカで一九六四年から一九七五年の十年間にどういうふうな労働構成が変わったという見通しの数字を見て、私も考えさせられたのでありますけれども、全体として二六%ふえる。その中で農業人口は非常に減ります。アメリカでさえ農業人口というものは減っていく。ブルーカラーはほとんど伸びません。一〇%ちょっとでありまして。ホワイトカラーのほうが三八%もふえるというふうになっておるわけでありまして。したがって、ブルーカラーというものはほとんどふやす必要もないんだというのがアメリカの現実の統計で出ておるわけでありまして。これは結局、そこへ情報化社会というものがどんどん割り込んできますと、なおさらその傾向が強くなる。

したがってアメリカの学者では、情報化社会の経済社会に対する影響の最も大きい衝撃というものは失業問題であると言いつつおるわけでありまして。いまのこの人手不足の状態を見ますと、とてもわれわれは考えにくいという気がしないでもないものであります。完全雇用のアメリカでこういう警告、警鐘が乱打されておるといふ事態をよく認識をして、新しいこの問題に対応する。先ほど私が申し上げたような、総合労働問題の機関、情報化社会に対応するそういう問題というものと真剣に取り組んでもらわなければならぬということ、そのために私は申し上げておるわけであります。どうもその点の認識があまり十分でないようでありまして、非常に残念でありますけれども、新しい失業問題というものは、現在人手不足なんだからそんなことはあり得ないだろうということだけでは考えられない。これから後の情報化社会の急激な変化というものを十分にお考えをいただきたいというように申し上げたいと思っております。

それから、キーパンチャーが一時いろいろな労働災害を起こして、通達によって時間の制限やその他対応されたというところは知っておりますが、その点の経過を簡単にひとつお聞かせ願いたいと思っております。

○東村説明員 情報化社会における一つの問題といたしまして、事務機械の高度化、機械化ということがございまして、ただいま御指摘のように、キーパンチャー問題がございまして。このキーパンチャー問題につきましては、かなり前からわれわれもいろいろ検討しております。昭和三十九年の九月に「キーパンチャーの作業管理について」という通達を出しまして、キーパンチャーの作業管理、作業環境管理、さらには健康管理等について指導しているところでございます。

○石川委員 非常に簡単でどうもよくわかりませんけれども、私も私事ばかり申し上げて恐縮なんですけれども、十五、六年前にIBMを責任者として入れたことがあるのです。そういう点で、キー

パンチャーというものは、そのころはいなかでありましてから環境がいいですから、そういう労働災害がでると思わなかったものでありますけれども、都会では相当このキーパンチャーの労働災害が出てまいったわけですね。いろいろ対応策を考えられたことは、その経過はよく知っております。知っておりますけれども、最近私が非常に心配をしておるのは、プログラマーの関係、それからシステムエンジニアの関係です。これはいわゆる大学を出た高級職員ですか、そういういわゆる職員であります。労働者ではございません。この間に非常な労働災害が出てくる危険性が生れつつあるというのを私は心配しております。というのは、アメリカあたりは残業はいたしませんし、それから日曜出勤は全然ないわけですね。したがって、過重労働といつても限界がありますけれども、日本の場合には、よくエコノミクスアニマルといわれておるのですが、高い機械を使うから二十四時間フル稼働しようということでありまして。したがって、ソフトウェアに関連する——日本のソフトウェアが確立をされておらないという問題もあつて、非常な過重労働であります。二十四時間稼働であります。この高い機械をむだに遊ばしちゃうかぬというふうなことから、残業や日曜出勤、むちゃくちゃであります。しかし、たとえばハードウェアについて、あるところに機械を売る、そこにソフトウェアの作業をする人がついていく。これはタイムマシンを使つて出勤退勤の判を押すわけじゃありません。何月何日までにするというふうになりますと、ほとんど連日徹夜であります。たいへんな過重労働であります。私は、プログラマーの関係で大学を出た連中がもうほとんどノイローゼぎみでもって休んでおるのを、たまたま見受けるわけでありまして。新しい労働災害であります。アメリカでは労働時間がびしりとしておりますから、残業はいたしませんし、日曜出勤もいたしませんから、そういう障害は出てまいりませんけれども、日本の場合には、この対策をよほど真剣に考えないと、新しい労働災

害が生まれてくるのではないかと心配をしております。しかし、これは統計にはおそらく出ないでしょう。一般の労働者じやございません。したがって統計にはほとんどあらわれたいと思つて。あらわれたいけれども、これはたいへんなことではないか。たとえば万博で今度コンピュータを使うというのをやっていると連中は、ほとんど毎日二時間、三時間しか寝られまじいと言っております。新しい機械を据えつける、そこに行くソフトウェアのシステムエンジニアの連中は、ほとんど寝られないと言っております。こういう状態です。ふらふらの状態です。しかし、日本では労働基準局は時間ちゃんときめてあると思つては別にはわかれぬわけですね。タイムカードを押しているわけではあります。そういう点で、非常な過重労働といふものをいまから考えていかなければ、あの連中全部とはいひませんけれども、相当程度過重労働でノイローゼになるのではないかと心配をしております。とにかく、高い機械を有効に使うのだというふうな激しい経営者の指示によって、フル回転させられてしまつて、す。ちよつと行き過ぎではないか、これでは健康がもたないのではないかと、これについて、何か労働省でお考えになつておることがあります。

○東村説明員 ただいま先生御指摘のプログラマーそれからそういう高度の事務処理技術の計画といひますか、管理、そういうことをやっていると方々の健康管理の問題、非常にむづかしい問題だと思つて。実態もなかなかつかみにくい問題でございます。しかしこれからは、先ほどもちよつと触れましたように、そういう意味のいわゆる職業病といひますか、健康障害ということが問題になることは、御指摘のとおりでございます。そこで、われわれの研究体制におきまして、なかなかその問題がつかみにくいという事情がございまして。しかしながら、何とかこれに対処していかなければいけないということで、いま研究体制の整

備というところから始めようということで、先ほどちよつと触れました産業医学に関する総合的な研究体制を確定していこう、こういう構想で当たつておる次第でございます。

○石川委員 この新しい時代の新しい労働災害、これに対応する対策を至急立てないといふ人道問題になつてくのではないかと、この心配を私はしておるわけなんです、これはぜひお願いしたいのでありますけれども、実は私ドイツに行きましたときに非常に感心しましたのは、あそこは炭鉱が非常に多いわけですが、いわゆる肺問題に対して、社会学者から法律学者から、あるいはもちろん医学者を含めての総合的なセンターがあるのです。肺問題はここに来たら全部わかる。その給付、補償の問題から、そういうものまで全部ひくるめて、そこで全部対策を立てる、こういうものを、国家でもって中央機関が堂々たるビルをかまえて持つてゐるわけです。日本では最近では公害問題がやかましくなつてきていますけれども、この職業病に対して、国が中央にでんとかまえて全部職業病——職業病といつてもたぐさんありますけれども、何かそういうかまへが、ああいう国に行つてみるとつくづく不十分だということを感じするわけです。この新しい職業病といふものは、新しい時代でまた生まれてくるわけでありますけれども、そこで聞きたいのはILO百二十一号であります。

この問題は、非常に多くの労働災害、また新しい労働災害が生まれようとしておるのかからわらずこれはまだ批准になつておらない、これはどうして批准にならないのか、また早急に批准をするという意図があるのかどうか。ILO百二十一号についてひとつ御説明願ひたいと思います。

○松尾説明員 ただいま先生から御指摘いただきましてILO百二十一号の職業病の問題は、条約の別表に列挙いたしておるのでございますが、この点につきましては、現在の労働基準法の施行規則の三十五條に列挙いたします職業病におおむね該当いたしますし、さらに新しく発生いたします

問題は、「その他業務に起因することの明かな疾病」ということで拾つていくという制度に相なつておるわけでございます。そこで、現在、労災保険の一部改正を今国会に提出いたしておりますが、それらによります給付水準を見てまいりますと、これはおおむね百二十一号の条約の水準に従つておるわけでございますので、そういう段階を経てこの条約の批准の段階が来るのではないかと、こういうふうな考えております。

○石川委員 日本は非常に急激に経済が進んで、それだけまた新しい形の労働災害が生まれようとしておるときに、これは日本は理事国になつておると思うのですが、この百二十一号をなぜ批准をされないのか。どう考えても納得がいけない。この間、本会議場でもって、通勤途上の労働災害をどうするかというようなことを一つのきっかけにして、百二十一号の問題については総理大臣とも質疑応答があつたわけでありましてけれども、日本は、いわゆる人間性否定だとか人間不在だとかというのをいわれておる。特に激しい経済成長が進んでおるだけに、そういう弊害が相当急速に顕在化しておるわけです。したがつてILO百二十一号を早急に批准すべきである。どう考えても批准されないことは納得がいきません。これは労働大臣がいらいしやしませんから、私はこれ以上申し上げませんけれども、きつこの点を大臣に伝えておいてもらいたいと思つておる。日本のように高度化された国で、五十二も批准されてないものがある。その中の一環として、ILO百二十一号は是非でも早急に批准されなければ、どう考えてもつじつまが合わない。こういう点をひとつ強く御要請申し上げて、ほかに私申し上げたいことがあるのですけれども、労働関係はきよはるこの程度にしておきたいと思つておる。

通産大臣がお見えになりましたから、時間がだいぶたちましたので、ほんとうは質問したい点が五、六あったのでありますが、二点か三点に止ります。

一つは、中小企業に対する情報化対策、これは現在どういうふうになつておりますか。

○宮澤国務大臣 いろいろ施策が配慮されておるのでございますが、政府委員から申し上げます。

○赤澤政府委員 中小企業の情報化の促進につきまして、もちろんまずコンピュータの普及から始めなければならぬもので、そういう面につきまして、関係中小企業金融機関が貸し出しの促進をはかることにいたしております。同時に、中小企業が共同で電算機を設置するといった場合につきましては、中小企業者が一定の要件を備へました共同計算センターをつくる、こういう場合におきましては、電算機の購入費、建物の建設費、用地の取得費等につきまして、中小企業振興事業団から長期低利資金の融資を行なうことにいたしております。これは、四十二年度にこの制度ができたわけでございますが、今日までの実績を申し上げますと、四十二年度に三センター、四十三年度が一センター、四十四年度が四センターでございまして、計八センター、金額にいたしまして実績が一億六千三百万円と相なつております。

○石川委員 これは通産大臣、言うまでもなくキャッシュレスの時代になりそうですね。これはそう遠い将来ではないと思つておる。店へ買いに行く。カードを出す。そのカードによつて取引先の銀行に問い合わせ、残高を調べる。その残高がまだあるから、その残高を商店の取引先の銀行に振りかえるということ、瞬時にしてできるわけですね。金がなくても買ひものは幾らでもできるという時代になるのは、そう遠い将来ではないと思つておる。そうなりまして、そういうコンピュータを駆使できる商店、これはいいですよ。中小企業でそれができるか。できないかと思つておる。そうならば、そういう意味で中小企業がどんどん脱落するといふ現象が、この面からも促進されていくのではないかと、この面から心配をしておるわけなんです。そういう点で中小企業の対策に相当真剣に取り組んでもらわなければならぬのでありますけれども、私が予算を見た関係では、販売、在庫管理の中小企業の指導の費用は大体一千万円出ております。これではお話にならない。いま融資面ではいろいろ伺ひましたけれども、その程度の融資では、大商店、大企業の情報化というのに対しては、とてもとつていけません。そういう面から、今後中小企業はさらに脱落をしていくという面が相当多くなつていくんではないかという点が非常に懸念をされますので、中小企業の関係については、情報化というのは非常に高い費用がかかりますだけに、私はたいへん心配です。そういう点で、今度も法案の修正をお願いしておるわけでありまして、中小企業対策といふものを、情報化の中で相当大きな比重を占めさせて、対処してもらわなければ困る。中小企業の問題は、それだけでもたいへん大きな問題であります。情報化といふ問題になりますと、また特殊な悪条件が生まれてくるという点をよくお考えを願ひたいと思つておる。

それから最後に一つJ E C Cの問題であります。日電、富士通、日立、東芝、沖、三菱が六社でもってJ E C Cを形成して、レンタル代金を代位弁済するといふことが、かわりに払うということになつてゐる。赤字が昭和四十四年度で大体四百億、昭和四十五年ではおそらく五百億をこすであろうというので、大体半額増資ということに今度になりましたね。二百八十三億五千万円のところから半額増資。そのほかに、抱き合わせで仕債で半額増資分と同じ額だけを持つてくれということについては、なかなかこれらの企業はうんと言わないという現状だと思つておる。たいへんこの対策が難航をしてゐるやうに聞いております。大企業でありますから、大体自分でやればそれでいいのじゃないかといふことになりまして、こう大きな赤字になりますと、なかなか容易ならざる問題ではないかと思つておる。これに対応してどういふことをお考えになつておりますか、その点を伺ひたいと思つておる。

○赤澤政府委員 いま御指摘のように、損益計算

御答弁にもありましたが、そういうふうなふうに私自身も考えます。また、質問の後段に申しました、企業秘密の漏洩防止というものを刑法的に規制するということが、別個の弊害を生む可能性だってあると思ひますけれども、いずれにいたしましても、新経済社会発展計画の中には、制度の整備ということについて特に一項を起してお書きになっている。だとすると、企業秘密の漏洩防止というのは、モラルの形成をはかるということによってその防止をはかるということにとどまるのか。それとも、制度の整備なのだから、企業秘密の漏洩防止について巷間伝えられている——巷間伝えられているだけではなしに、何回かにわたって国会の中で質疑応答が繰り返された、いわゆる産業スパイ罪というもののについて、どのような規制要件、どのような法律要件、構成要件を持ったものが望ましいと局長はお考えになるのか。同趣旨の質問であります、お答えを願ひたい。

○赤澤政府委員 非常にむずかしい御質問でございます。的確な御答弁ができるかどうかかわかりませんが、いずれにいたしましても、罪の構成というところになりますと、ある種の権利が侵害をされたということとでなければならぬと思ひます。その場合に、一体その罪の対象になる、つまり侵害をします権利とは何か、こういうことになってくるのだらうと思ひます。いまお話しのように、今度の新計画におきましても、制度の問題とからめていまの問題が提起をされておりますが、ここにも書いてございまして、一つは、やはりこういった法制以前の問題、つまりモラルという問題が大きく存在することは当然であらうかと思ひます。したがって、このモラルの面でどういふふうな向上対策と申しますか、そういったことを一般の国民が考えるようにするか、こういった点の施策が、やはり教育とかその他全般の問題としてあらうかと思ひます。

それから第二の問題は、直接の問題でございすけれども、いまお話しのような産業スパイ、つまり機密、ノーハウ、あるいは今度の法案でも一部関係ございしますが、プログラム、ソフトウェア、こういったものを法的な権利として確定するために、一体どういふふうな議論を詰めていけばいいか、こういうことがやはり問題であらうと思ひます。現状におきましては、先般の御質問に私が不十分ながらお答えをいたしましたように、現在、たとえばソフトウェア、プログラムといったようなものは、特別の法律によって権利として保護されているものではございせん。こういったものを将来どういふふうな権利化していくか、こういった点について、もちろん法律学者その他多数の方々の御検討が必要であると思ひます。また、こういった御検討にあたりまして、事態の進展と申しますか、実態が一体どういふふうに進んでいくかということのかね合ひの問題であらうかと考えております。いずれにしても、制度問題ということになってまいりますと、それ以前にいま言ったような各種の検討が、慎重かつ広範な面にわたって行なわれることが必要であらうと考えております。

○中谷委員 前回、御整理をいたしたいというふうにお願ひをしたんですけれども、まだ若干御整理が足りないようございす。と申しますのは、プログラムの権利の性格について不明確だ、今後明確にしていきたいということ、何人もプログラムが財産的な価値を持っているということとは別個の問題でございす。ですから、ある種の権利侵害がなければいわゆる産業スパイ罪の対象にならないというものはないわけではございせん。たとえば、講釈をするわけではございせんけれども、プログラムを盗めば、これはもう完全に現行の法体系の中で処罰の対象になります。これは権利として不明確であつても財産的な価値があるわけですから、そこでどういふふうなものでまかない切れぬものとしての産業スパイ罪というものは、通産省としてはどんな場合を想定しているのか。そうして、たとえば背任だとか、窃盗だとか、住居侵入だとか以外のものとして、どんなものを想定をしているのか。これは、

たしか昨年の予算分科会でも私お尋ねしたんです、そのときの御答弁はかなり明確だったと思うのです。もう少し整理をしていただけませんか、局長ひとつ。

○赤澤政府委員 ただいまの御指摘で明確でございすように、もちろんプログラムあるいはソフトウェアが財産的価値があることは当然でございすので、この財産的価値のあるものに対する盗用、侵害等は罪になるであらうと思ひます。ただ、そういった面と権利の設定という面とは、おのずから概念的には別の問題でございす。同時に、そういった面も重大な関係があると私は考へております。それから、産業スパイ、機密に対するスパイ、こういったものについて、いま、予算分科会で御質問があり答弁があつたということでございますが、その点、私よくまだその辺の事情、勉強してきておりませんので、別途調べまして、またお答えをいたしたいと思ひます。

○中谷委員 きょうは、何か、法案が上がるそうでございますので……

そこで、もう一度お尋ねしておきますが、念のために申し上げておきますが、プログラムの盗用は何も法には触れない場合があり得るわけなんです。そうでございす。プログラムの盗用が法に触れない場合に一体どうするのかということ、前回、導入的な、序論的な質問をさしていただいたので、いまの答弁は正確だと思ひます。プログラムの盗用というものは、触れないから問題が出てくる。盗用イコール法に触れない問題があるからということとスパイ罪の問題を出したわけですから、ちよつとその点もいま正確だと思ひますが、質問を変えます。

そこで、次のような点をお尋ねをいたしたいと思ひます。本法案の目的にも関することでありますけれども、同僚委員のほうから、本法案が国民経済の健全な発展に寄与するとともに、同時に、それ以上に国民生活の向上というのを目的としなければならぬということについては、繰り返し繰り返し質問をされたと思ひ

わけです。そこでお尋ねをいたしたいと思ひます。ありますけれども、たとえば、現在われわれが常に認識をしなければならぬこと、また当然認識の必要を感じていることは、国民の意識変化の将来予測に関する、そういうプログラムの必要性和いふようなことを私は感じます。たとえば先ほど発展計画の一節を引かしていただきましたけれども、要するに「プライバシーの侵害や企業機密のろえいと結びつくことのないよう、モラルの形成等をはかる」とあります。しかし問題は、モラルそのものが、何年か後には情報化社会——参考人の北川さんのお話によりますと、予測し得ない社会、そんな中では、モラルそれ自体も相当な、あるいは急速な変化——変わらない面と変わる面とがありましようけれども、変わってくるものが予想されるということになってまいります。国民個人個人の意識とか、関心とか欲求とか、人生観とか価値観、こういうふうなものについて、五年先、十年先、二十年先にどのように変わるんだらうか、どういふふうなことが予測可能だらうかどううか、こんなことについてのプログラムというふうなものをつくる、そういうふうなことを開発をするということが、私は必要なことだらうと思ひます。そういうふうなことが、政治、外交、経済、教育、文化、科学、治安、防衛、そういうふうなものに、私は非常に有効であらうかと思ひます。そこで、本法案が制定された場合に、そのようなプログラムの開発ということはお考えになるのかどうか。そういうふうなプログラムというふうなものををつくることは、協会の目的に沿うことなのかどうか。たとえば条文に沿つてお尋ねをいたしますならば、第三条の第一項の第一号、あるいは二十八条の一項の第一号などの条文を検討して、いま私が申し上げたようなプログラムを開発をする、あるいは委託をして開発をするなどというふうなことは、本法案の趣旨に沿うことなのかどうか。このことについてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○宮澤閣内大臣 その点は、結論としましてはそ

うでございまして申し上げるのが、私は正しいと思ひます。ただ、その辺のことをもう少し詰めてまいりますと、実は前々からいろいろお話しになつております基本法というものを施行することになつてしまつてまいります。しかもその基本法を、先般申しましたような事情で私どももなかなか起案し得ないという、いろいろ不確実な要素がございまして、この法案自身は、なるべく将来の基本法を間違つて先取りしないようにということ、比較的口を狭く書いてございまして、けれども、いま言われましたようなことが、私は結論としては出てきていいし、おそろく出てくるのが当然であろうというふうに考えております。

○中谷委員 基本法がどのような形で、また、当面しているような問題について態度を明確にして将来の情報社会に対応していくかという問題と、いま私が申し上げた点について、もう少し詰めて局長にお尋ねをいたしておきたいと思ひますが、二十八条の一項の一号は「その開発の成果が事業活動に広く用いられると認められるプログラムであつて、企業等が自ら開発することが困難なもの」と云々とございまして、このことと、いま私がお尋ねをしたようなプログラムとは、別に矛盾をしないとお答えいただけるわけですか。

○赤澤政府委員 いま御質問の、たとえば国民の意識あるいは動向といったようなものを調査分析するプログラム、こういうような御指摘でございしますが、具体的な問題から申しますと、たとえば国民の意識と申しましても、ではどういう意識を取り上げるのか。あるいは国民の動向と申しましても、何についてどういふ動向を知ろうとするのか。こういったような、きわめて具体的な、ある分野に限られた問題もあらうかと思ひます。同時に、この意識、動向等について把握をするとして、まずその基礎になるつかまへ方といひますか、そういったものが必要になつてくるわけであらうと思ひます。したがいまして、たとえばこの三条の一項一号、あるいは二十八条の協会の業務の一号、こういった点から申しますと、私が後段

に申し上げましたような、具体的なある種の意識、あるいはきわめて具体的な分野に限られた動向等の調査に関するプログラムではなくて、きわめて多数の分野にこれが使ひ得るような、そういったものの具体的なプログラム、応用プログラムをつくるのに必要と申しますか、その前提となる汎用的、基礎的プログラムといったものがやはり必要であらうと思ひますし、おそろく個々のソフトウェア企業等では開発ができないものかと思ひます。使ひどころでもそういったものがなかなか開発できないと思ひますので、いま申し上げましたような意味における御指摘でございすれば、私はやはり二十八条の業務の一環となり得るものと考えております。

○中谷委員 大臣に対するお尋ねは、御退席になるまでに同僚委員から質問があるようでございしますので、あと一問だけで終わつておきたいと思ひますが、そのあと防衛庁の關係をお尋ねいたします。通産省の情報処理振興關係予算というのは、四十五年はたしか四十億円でございしたね。そうしますと、防衛庁の研究開発計画というのですか、その予算はたしか四十五年度九十億円でございしますか。その九十億円の中で、情報処理あるいはコンピュータ關係の予算というのはどの程度含まれておりますか。

○安田説明員 お答えいたします。防衛庁で電子計算機關係の經費をいたしましては、たゞいま研究開発關係だけに限つて仰せられましたけれども、私ども防衛庁、自衛隊の經費全体としてとらえますと、四十四年度二十一億円、四十五年度二十五億円でございします。○中谷委員 いまおっしゃつたのは、研究開発のほかコンピュータの運用費を含んでということとでよろうか。いまの御答弁、正確でしょうか。○安田説明員 もう一回詳しく申し上げますと、たゞいまの經費は、レンタル費、人件費、運営費その他全部を含めた金額でございします。しかもこ

れは、科学技術計算のみならず、自衛隊におきましては、補給管理、情報検索、解析、人事管理その他各方面に使つておりますので、それらの經費を合計したものでございします。したがいまして、技術研究本部において研究開発をやつてゐるものは、いまちよつと手元に資料がございしません。○中谷委員 大体どの程度でしょうか。腰だめでつこうです。

○安田説明員 お答え申し上げます。陸海空自衛隊以外で使つてゐる費用が、レンタル費でございまして七千二百万円程度になつておりますし、それから科学技術計算につきましては、全体の使用時間を一〇〇といたしまして、科学技術計算關係では五・七％に当たつておりますので、大体それで概算がつかめるのではないかとと思ひますが、たゞいま手元に科学技術計算だけのための費用というものは資料がございしません。○中谷委員 防衛庁の質問が途中になりましたけれども、あとで、同僚委員が質問したあと続けさせていただきますが、大臣のほうから一般的に、そして基本的には、お答えをいただきたいと思ひます。

前回、私がお尋ねをいたしましたのは、プログラムの権利というののほかに保護されるべきか。プログラムというののほかに「流通」「普及」とばもありまして、あるいはまた「流通」「普及」などということばもあらわれてきますが、プログラムの権利というものをどのように理解したらいいのかという点についての御答弁をいただきたいと思ひます。○宮澤國務大臣 利用権、いわゆる使用権というものもあるはずでございしますが、プログラム本体の財産としての価値があるということとはもう当然のことだと思ひます。ただ、それが特許権のような権利であるのか、あるいは著作権といふようなものであるのか、本法ではどうもそのいづれにもすつぱり当てはまりにくいというふうに考えて

おります。したがいまして、情報についての基本法というようなものができるときには、そのような新しいものとしての権利の内容を、おそろくその法律によつて定義せざるを得ないのではないだらうか。となりますと、今度その権利の侵害が起りましたときに、一般法でいいのか、あるいは特別の罰則等が必要なのか、そのあたりまだよくわかりませんけれども、著作権でもない、特許権でもないという新しい権利と考えるのが適當なのではないかと思つております。

○中谷委員 同僚委員の大臣に対する質問があるようでございしますので、私、一応この程度で質問を保留させていただきます。○八田委員長 塚本三郎君。○塚本委員 私は、この情報産業に対しては技術的なことはよくわかりませんが、ほんとうに初步的な立場で大臣にお尋ねしてみたいと思つております。

この法律の第一条に目的として、「国民經濟の健全な發展に寄与することを目的とする。」というふうな定義づけられております。國民經濟の健全な發展にこの処理がプラスになることはすべてが認めておりますけれども、しかし、國民生活の立場から考えてみますと、人間の思考労働というものが機械に転嫁されていくことはきわめて便利なこととすけれども、人間の思考というものは、使へば使うだけそれだけ發展をし、また熟練をしていくという一面を持つておると思ふのです。それを機械に転嫁させることによって、かえつて人間の思考能力というものが減退しはしないか。これは別のことで利用すればいいのだというのですけれども、実は人間は必要に応じてしか使わない。それが機械に代替させられることによって必要がなくなれば、なかなか使わなくなつてくるということにより、一面において思考能力というものがあるのか、あるいはその質問ですからお許しをいただきたいと思ひますが、私はそういうふうな判断する一面があるのですけれども、

いかがでしょうか。

○宮澤内務大臣 それはごもつともお尋ねだと思ひます。現実、たとえば、キャッシュレジスターができたために、足し算をする能力が落ちたというようなことはよくいわれるところでございますから、おっしゃるようなことは、私はそのとおりだと思ひます。

ただ、もう少し言わせていただきますならば、先ほどどなたか創造ということをおっしゃっていましたが、機械のなし得るような分野からは人間の能力を省いて、そしていゝゆる創造——芸術でありますとか、文芸でありますとか、いろいろございすと思ひますが、そういうことに人間の能力を向けていく。そこらあたりが、情報化社会といわれるものの前向きの価値ではないかと思ひます。ただいま御指摘のようなことは、もちろんあり得ることだし、おそろくあることとは私は考へております。

○塚本委員 読み書きそろばんということは、生活に欠くべからざるものだから、好むと好まざるにかかわらずこれは利用していかねばいけません。しかし、芸術的なことについては必要性があるかどうかと言ひますと、いや、そういうことは必要のほうに食われてしまつて余地と能力がないだけだから、それを機械化させることによって、みんな芸術的なことや文芸的な方向に、余地を与えられるならば伸びていくのだということ。それが未来への想像でありますから、私はそうかなという感じはいたしますけれども、これは、通産大臣にお尋ねするよりは、ほんとうは文部大臣にお尋ねしなければならぬことと思ひますけれども、こういうことを普及させることによつて、単純なる思考労働というものは機械にやらせるほうがいいのだというのだが、一面において、同じ労働を繰り返すことによつて、人間の頭脳というものが精密になつていく、さえてくるのじゃないかと思ひます。それがだんだんとなくなつていくということは、早い話がアメリカ人と日本人と比べてみると、最近、日本人のほうが頭がい

いぞということ日本人がうぬぼれて言うのです。が、先ほどの計算機のボタンで計算するという、こういうことから、国民全体のレベルからいきますと、思考能力が衰退していつておはしなないかという感じがするわけでございす。

昨年の秋、私は国会から南米に派遣せられたときアメリカに行きましたが、アメリカのあるところ、日本円をドルに交換してもらつた議員さんがおるのです。そのときに出てきた金がいゝらく違つておるのです。よけいにお金をくれたわけですから、これは違つておるとその議員さんが向こうに説明しても、このとおりですといつて、機械を見がらばつて聞かないのです。私もはこんなことはすつと暗算でわかる。だからどうしてもおかしい。隣か上のボタンを押して間違えたんだということはおわかつておりまして、もうかつているんだから、向こうががらばつて、こちらは黙つていたのではありません。いいじゃないかといつて、六、七人の議員さんは一緒にやつてしまつたのです。

最初、違つておるといつて私たちが三人ばかりで指摘したのですが、彼女は、このとおりですといつて、がらばつて聞かない。単純な計算能力さえも、そういう中では失われてしまつていくということですね。とにかくドルと日本円との交換ぐらゐのことは、三けたか四けたぐらゐのことは私たちがすぐわかる。ところが彼女にはもうわからないのです。こういうあやまちというものは、人間の思考能力がこで失われてしまつていくのじゃないかといふことを、私はつくづく困つたものだと思つた。あとから足らぬといつても、名前がわかつているからいいだろうといつて笑つて帰つてきたのは昨年のことでございますけれども、同僚委員の質問など聞いておりますと、いまから小学校の教育の中にまでそういうものが進んでいくべきだし、そのことによつて人間の能力を最高度に發揮させるという、私はこの必要性は十分認めておりますし、そうであるうと私も感心して同僚委員の質問を聞いておりましたが、一面におきまして、そういう形に日本もやがておちい

ていきはしないか、こういう心配はいかがでしょうか。

○宮澤内務大臣 これもたいへんむずかしいお尋ねと思ひます。結局私は、そういう比較的単純な頭脳労働から機械によつて頭脳が解放されて、その解放されたエネルギーを有用に使えるか使えないかというのが、いゝゆる情報化社会におけるこれからの人間がより進歩するかしないかの分かれ目だと考へるわけでございす。

ただいま、足し算、引き算の話、あるいは掛け算の話、なすつたわけでありすけれども、たとえば数学などでも、もつと非常にむずかしい数学がございすと思ひます。たとえば群論といううなものもございすと思ひますが、そういう学者が足し算、引き算が非常にじょうずかといへば、必ずしもそうでございせんといつたようなことがありますように、機械でやらせられることから解放された頭脳をもつと高次なものに向けるかどうかということが、情報化社会における人間の進み方の分かれ目だ。これを怠るならば、おそろくたゞいま御指摘のような頭脳の退化を招くでありましようし、そのエネルギーが積極的に使われれば、人間の頭脳でなければ考えられないようなことを創造することができるようになると思ひます。したがつて、情報化社会そのものは、それ自身歓迎すべきことであるかどうかという価値判断はおそろくできないのでありまして、ただいま申しましたような、エネルギーなり頭脳を人間がより高度なものに使い得るかどうかということによつて、私はその判断はきまつてくるのであらうといふふうに考へます。

○塚本委員 おっしゃるとおりだろうと思ひます。私も、日本の国家構造がこの十年間、ほとんど経済優先主義で走つてきておるやうに判断されるわけですね。これはいま大臣おっしゃつたとおり、そういう頭脳をさらに高次のいゝゆる人間性豊かな方向に利用する余地をこでつくるためにも、情報化社会というものがたどる宿命でもあり利点でもあらうと思つております。しかしその場

合に、いゝゆる教育制度、あるいは文部大臣の範疇でそれをやれといつても、これは無理なこと。というのは、日本の国家構造が経済優先で、言つてみれば経済が日本国家発展の牽引車としてこの十年間に進んできたといふことを振り返つてみますと、やはり経済人の立場あるいは産業経済の立場、もう一度人間性といふものを指摘しつゝ進んでいただかないと、あとから欠陥が出たといふことだけでいゝゆる教育関係が追つかけてくる形になつてしまひはしないだらうか。

ここで、実は参考人のお話の中で、私は一言実に貴重な御意見を拝聴いたしました。それは、一番大事なことは悪用しないことなんです、こういう話を私は承つておつて、あれほどたいへんな科学技術の先端を行く責任者の人が、小学校の子供の第一ページに教えられる、この機械を悪用しないことです、このことがすべてに優先して大切なこととすといふことを、参考人としてお聞きしたことを私はいままでも胸に刻んでおりますが、まさにそのことは教育の世界なんだ。しかし、この問題は教育ではだめなんだ、産業人自身が悪用しないといふようなことを常に配慮していかなければ、いゝゆるたいへんな問題になつてしまひはしないか。先ほど同僚委員からの盗用の問題も出ておりました。私はもつと進んで、いろんなことをしろうとなりに判断してみたいわけでございす。たとへて言ひますと、人間の寿命といふもの、命といふものを、塚本三郎はいままでの健康状態からいゝますと、この状態でいくと、コンピュータでプログラムを——どういふふうにするかわかりませんよ。事故があると別です。だけれども、天然の肉体的な今日の健康状態からいくとあと十五年の命でございすといふことが出されてしまつたら、どうなんぞございすまいやうか。私はそのことを先ほどからいろいろ考へておりました、いまだ不治の病といわれるガンの患者に対して、親族に知らせても本人にだけは絶対知らせないといふことが、お医者さまの倫理であり道徳だといわれております。事故災害は別ですよ。だが

しかし過去の健康状態からするならば、簡単にこんなものはじき出されてしまうのではないかと。そうすると、あと十年でございませうといわれた人間の心理状態はどうなるでございませうか。

こういうふうなことを考えてみると、まさに悪用しない——これは悪用というわけじゃないけれども、こういうことが全部予測されてしまったときに、人間の精神、思考能力さえも、それによって規制されてしまうんじゃないかという事です。私はしろろとなりにそんなことを考えてみますと、文部大臣の教育の分野というよりも、国民経済の発展のために第一章に書いてあるけれども、なるほど国民経済ではあるけれども、国民生活のために、このコンピュータシステムによるところの情報化社会というものは、もはや経済人の義務として、私は何らかの悪用しないというところの方策として、いかなければならぬというふうな感じがいたすわけではございません。こんなことを通産大臣にお聞きすることはいかがかと思えますけれども、私はしろろとでございませうからこんなことしか聞いてみようとする気が起こらぬのでございませうが、いかがでございませうか。

○宮澤国務大臣 その辺は確かにいろいろの問題を含んでおると思えます。コンピュータというものによつて一種の社会の大きな革新が来るだろうと私も考えております。しかし、先ほど寿命のことをたとえにお引きになりましたが、コンピュータが盛んになればギャンブルというものはなくなるかという問題については、やはりなくならないと答えている人が多いのであります。お互い、総選挙というものがコンピュータの結果なくなりまして、初めから勝負がわかれば、それでわれわれしあわせになるかどうかかわりませんが、どうもそういうこともありそうもない。やはり人間の持つておりますいろいろな複雑な要素あるいは人間関係——それが関係ということに多角的に発展いたしますと、とてもコンピュータが考え得る範囲ではないだろうと私は思います。

経済について云々ということをおっしゃいましたが、たとえば一番考えられそうなことは、コンピュータはいろいろなことをそのままだ憶えておられますので、その番地さえ突きとめれば、そこにある記憶を取り出すことができる。そういう場合に、一番プライバシーとか産業の機密が漏洩されやすい。タイムシェアリングになりましたら、そういふこととどう対処するかと——経済だけの面で申します。しかし同じことは、もう経済にかかわりません。個人のプライバシーというものは、番地され見つけられだれでも全部さがし出すことができるというところでは困るわけではございません。その辺のことが情報基本法というものを考えますと、ときに非常にむずかしい要素であると思えます。悪用してはならないという教えもそういうことであると思ひます。それはある意味では原子エネルギーなんかと同じようなことを言えるわけかと思ひます。そういつたようなことをままだどの国も十分に解決しているとは思ひませうけれども、新しい社会における新しいそういうモラルというものは必要でございませう、ことにコンピュータが経済の分野で一番先に使われようでございませうので、やはり最も考えなければならぬ重要な問題だというふうに思つております。しかし、私それに対する答えは、ただいま存じません。

○塚本委員 もう一つだけお聞きしておきたいと思ひますが、ここでぜひひとつ、教育の舞台だけでなく、産業人自身が、あるいは産業界自身が、必要でないかというふうに思ひます。この必要をやることを先に考えて進めていただくことが、おそろく私だけじゃなくて、素朴な国民指導的位置の人たちは、すべてすぐそのことに思ひ当たっているのではないかと、ううううに感じますので、強く御検討いただくように要望しておきます。

一つだけお尋ねしますが、この法律が通ることによつて実はアメリカとの差がどういふ形になるという見通しなのか。あまりにも大きな差があり過ぎると説明されております。十対一くらいは違

いになつてゐるという説明であります。予算的に見ると、この法律の裏づけとしても、そんなに大きな金額になつておられないようです。これを縮めることができるか、あるいは差を開かせるのを食い止めるかといういまの段階なのか。この法律が施行されることによつて日本とアメリカの差をどういふことを想定して上程なさつたのか、そのことだけを御聞きして交代したいと思ひます。

○宮澤国務大臣 私は、元来、われわれ日本人はこういうソフトウエアというものをよくつくり出すに非常に適した国民に違ひないというふうに考えておりますけれども、従来わが国にはそういう需要が比較的少のうございませう。と申しますのは、御存じのようにアメリカの場合には、軍でありますとか、あるいはNASAでありますとかというものが、非常にふんだんに金を使ひまして注文を出しましたので、ソフトウエアの産業がきうまで育つたのでございませう。わが国にはそういうことがなかつた。しかし、これを育てていかなければならぬわけではございませうから、そういう意味で、ソフトウエアをつくる企業というものを育ててまいらなければならぬということが、この法律がねらいとしておる一つの大きな目的でございませう。

そこで、この法律が成立いたしましたして、ソフトウエア業に対して金を貸したりいたしまして、振興をはからせるといふ足がかりを持ちたいと思つておるわけでありませう。ですが、それと同時に、いづれやも申し上げましたが、これは人の頭脳の産物でございませうので、そういう頭脳を持った人間を教育しなければならぬし、また、教育をする人をつくりあげなければならぬ。といったしますと、そのためには相当の年月がかからざるを得ないわけではございませう。したがつて、この法律ができましたからといって、アメリカとのギャップがすぐに縮まるとはなかなか考えにくうございませう。むしろ先方が、いままでの情性もあり、これからの政府関係等々の支出もあつて、まだま

だ伸びていくでありませうから、われわれがようやくここぞとにかくスタートを切る、すぐにギャップが埋まるというふうなことは、教育の関係もあつて簡単ではないと思ひますけれども、そのためのスタートを切る、こういうふうに御了解をお願いしたいと思ひます。

○八田委員長 中谷鉄也君。

○中谷委員 局長にお尋ねをいたします。まとめをお尋ねをしておきます。

要するに権利の性格についてということで、法文から申しますと、特定のプログラムの利用に関する権利などということがありましたので、プログラムというものは、はたしてどのような法的な性格を持つのかという点についてお尋ねをしてまいりました。たとえば条文の中には、「対価を得て、普及する」とか、あるいは第五条には「流通」だとか、いろいろなことばがございませう。そこで、今後の研究課題であるといふことも、何べんか御答弁をいただきました。いわゆるプログラムの権利の性格という問題について、将来研究される問題はどの程度あるのか。たとえば、こういう点については問題を詰めてみたいというふうな点が、私は七、八点くらいはあるだろうと思ひます。そういう点をひとつ局長のほうから、一々お尋ねをいたしませんから、まとめて御答弁をいただきたい。これが質問であります。

○赤澤政府委員 この法律の中でも、たとえば、特定のプログラムにつきまして利用に関する権利というふうなことばも使つております。また御指摘のよう、流通の促進といったことばも使つておるわけではございませう。そこで、お尋ねの点でございませうが、やはりこういう面は、法制的な問題と実態的な問題と両面から検討して詰めてまいる必要があるかと思つております。

実態的な面から申し上げますと、たとえば、このプログラムというものが利用に供せられる、ある種の対価を支払われるということになつてまいりますので、そのプログラムの対価の計算、算定の方法は一体いかなるものか、いいのか、できれば

標準的な方式というものを検討して見る必要があるか、こう考えております。こういった点も今後の大きな課題でありまして、こういったものが確定することによって、ここに法律にもございませうな、流通の円滑化、あるいはプログラム自身の売買の際における公正な取引といったようなことが可能になってまいりますものと考えております。こういった点がやはり実態的な面におけるプログラムに関する今後の問題であらうと思ひます。

また、法制的な面におきましては、先ほど来御指摘がございましたように、こういったものが、現在の状態でございまして、要するにプログラムの保有者と保有者以外の者との私的な契約によりましていわば保護されていると申しますか、契約上のものとして一つの権利がある。これを使わせる。あるいは譲り受ける、こういったような権利があるわけでございまして、こういった民事上の権利からさらに進みまして、あるいは著作権、特許権といったような関係の法律ないしは全然別個の法体系でやるのがいいのか、こういった面についての検討がやはり必要であると考えております。

○中谷委員 対価の点について特に力点を置いて問題を整理をしていただきましたので、ではその点にしばってお尋ねをいたします。

結局二十八条の問題だろうと思ひます。二十八条の「委託して開発すること。」同じく二号の「対価を支払い」、同じく三号の「対価を得て、普及すること。」こういったふうにあると思ひます。そこで、二号と三号との「対価」については、協会運営上何らかの配慮が当然出てくるだろうと思ひますが、三号の「対価」を得て、普及というものは、普及という目的とその対価とが密接な関係を生じてくるだろうと思ひます。したがって、二号の「対価」と三号の「対価」とは、基本においては、先ほど局長が、普及になったような、標準的な対価を確定するための一つのプロセス、そういうふうなものにつ

いて早急に整備をいたしたい、そういうふうなお話でありました。よくわかりました。ただ、念のために、条文を読めばそのまゝもう出てくるわけですから、二号と三号の「対価」の評価については、三号の場合には特に「普及すること」という目的があるのだから、この点についての配慮は当然対価の中にあつてくるということ。これは中小企業の問題等にも私は関係してくると思ひますが、この点については確認的に御答弁をいただきたいと思います。なお、御答弁がございましたけれども、対価について、結局、対価といえは対価なんだといえはそれまでですけども、どういふ点が対価算定の基準、基礎になるのか、このあたりについて一応御答弁をさらに詳しくいただきたい。

○赤澤政府委員 法律の二十八条にございまして二号、三号の「対価」、同じように対価でございするが、この点についての御指摘は御意見のとおりだと思ひます。特に三号につきましては、やはり普及をするということとの関連におきまして協会が開発に要した費用。あるいは二号でございすれば、企業が開発したものを買い上げるといいますか、対価を支払って権利を取得するわけでございしますから、権利を取得するに必要な対価を支払った、それといわば予想される必要の量、こういったものとの関係でこの三号の「対価」がきまってくると思ひます。したがって、この協会におきましては、営利を目的としない協会の性質から申しまして、また、協会の今後の健全な運営の確保といった点から考えましても、当然ここで利益を得る性格のものではないと思ひますから、したがって、支払いました費用を予想される必要で割った価格、こういったことではないかと思ひます。簡単に申せば、ある種のプログラムを協会として権利を取得し一般に普及をするといった場合に、普及を希望するものが十あるとすれば、その利用に関する権利を取得するために支払いました経費を十で割ったもので普及をはかつていいていい、こういうことになるのだらうと思ひます。

それから、一号あるいは二号の関係でございするが、現在のところ、先ほど申し上げましたように、こういったプログラムの対価と申しますか、価格につきましては何らかの標準的な方式がございせん。私どもが聞いておりますところでは、コストの積み上げ方式——主として人件費が中心でございまして、こういったコストの積み上げ方式というものが、大体対価の算定を行ないます基準になっておるようであります。したがって、一号の委託開発ということになってまいりますと、そのプログラムを示しまして、そしてその内容によって、その当該関係者が算定しました金額というものを比較検討してきめてまいることになろうと思ひますが、二号になってまいりますと、すでに開発されましたいわば使用済みのプログラムでございしますので、当然、そういったものからいけば減価償却的な費用が差し引かれた残高といったものが、そのプログラムの利用に関する権利を取得するために必要な対価、こういうことになつてくるのではないかと思ひます。

○中谷委員 二十八条の三号でございしても、局長のおっしゃるような場合、私、確かにそれでいいと思ひます。標準的な一般的な場合、需要が十ある、だから計算をしていって十で割る。ただし、その需要の見通しというものは、ある時期に十あるというわけでない場合だってあるわけでございします。そうすると対価は変動するわけですか。変動する場合もあり得るわけですか。それと、二十八条三号の「対価を得て、普及すること。」というものは、協会の業務として対価を得なければならぬわけですか。無償で普及してはならないというのをこれは義務づけているわけでしょうか。

○赤澤政府委員 これは協会の運営のしかたでございしますので、協会がございまして、当該理事者がこれを判断することになると思ひますが、おそらく私どもの考えでは、いまお示しの第一点、対価は変動するかということにございしますが、これは変動すると思ひます。当初十ぐらいというこ

とで見込みを立てておりましたものがたとえば二十になったということであれば、やはりこれは値下げといひますか、対価の価格を下げていいと思ひます。そういうことで、できるだけこの協会としては、いわば何と申しますか、営利法人ではないから、したがって、需要者の利便のためにできる限り対価を下げるという方向で変動を考えていいていいものと私は考えております。

それから、第二点の無償ではないのかという点でございしますが、これは法律の条文上、私は無償ということはないと考えていいと思ひます。「対価を得て、普及すること」ということでありますから、無償でこれを貸し与える、あるいは権利を譲り渡すということは考えられないと思ひます。

○中谷委員 対価というのと普及というのは、相互比較の関係にあるわけで、はかりの関係でございします。普及をしなればならないことが極端な要求を持つていふふうな場合には、そうすると、要するに対価であればいいのであつて、無償でなければいいというのかどうか。その場合にも正当な対価を必要とするのか。たとえば、先ほど私が大臣にお尋ねをいたしました、国民の意識に関するプログラムをつくるうじやないか。現在のいろいろな外交、防衛、治安、その他の中において、特に政変などにおいても、そういったものに対する要望というものは私は非常に強いと思ひますが、そういうふうなものについては、「事業活動」といふことばがあるものでその点特にお尋ねをしたわけです。そういうふうな場合について、これはもう一度お尋ねしますけれども、無償であつてはこの二十八条三号の違反になるわけなんですか。「対価を得て」とあるのだけれども、それは普及との関係において比較の問題であつて、普及すること、そういうものを流通させること——この普及と流通、若干違ふようですけども、私はその点あまりこだわらなせん。そういうものを利用することが非常に社会的な意味を

持っている場合には、「対価を得て」ということが協会の業務運営をあくまで拘束するのかどうか。拘束しない場合だつてあつていいのではないか。この点いかがでしょうか。

○赤澤政府委員 法律解釈の面で、「対価を得て、普及する」と書いてあります点で、対価を得てなければ普及してはいけないというふうに読むかどうか。この点、私ちよつと、法律解釈上の問題でありますので、ここでもちやうと回答をいたしかねるわけですが、協会の目的はあくまで、こういったプログラムを普及するということがやはり重点でございます。したがつて、そのプログラムを普及するためにプログラムを取得するわけでございますが、その取得にかかりますコストと申しますか、費用と申しますか、これを得ることが協会としては協会の業務の健全な発展に資するといつたてまえからいへば、やはりそれにかけた最小限の費用というものは回収すると思いますが、協会の業務としては必要になつてまいらうと思ひます。これは経理的な面ではそういうことだらうと思ひます。ただいまお話のように、そういうことよりも、プログラムの内容いかんによつては無償で普及することのほうがより協会の目的に沿うのではないかと申したようなケースも、あるいは出てくるかもしれません。そういう場合、一体どうするかということは、法律解釈上の関連もありまされども、協会の理事者が、そのケースに当たつた場合に判断を行なうことではないか、こう思ひます。

○中谷委員 たいへんその点にこだわつて恐縮ですが、二十八条の第一項六号あるいは八号等との関連においても、ひとつ御検討いただきたいと思ひます。

そこで、法案についてもう一点だけお尋ねをしておきますが、「流通」ということばと「普及」ということばが法案に出てまいります。この点については、別にこだわらないわけだし、大体その目的、趣旨が違つたわけでは理解できますが、答弁を求めておいたほうが適當だと思ひますので、「流

通」と「普及」、このことばについて、それぞれ差異といふことではなしに、ひとつその関係をも含めてお答えをしておいていただきたい。

○赤澤政府委員 「流通」と「普及」という両方のことばがこの法律の中に出てまいります。この二つの表現に関しては異なりまされども、その意味としております内容はほぼ同じではないかと思ひます。ただ、「対価を得て、普及する」という面では、これは取引の当事者に着目した一つの概念。他方「流通」ということになりまして、これはプログラム自体に着目をいたしまして、そのプログラム自体が取引される、そういうことを意味してゐる概念、こういうふうに考へてよろしいのではないかと思ひますが、いずれにしてもこの二つの表現は、当事者あるいはプログラムそれぞれに着目した表現であると思われましますので、意味するところの内容はほぼ同じやうなものといふふうに考へてよろしいのではないかと思ひます。

○中谷委員 最後の質問です。防衛庁お待たせをいたしまして、失礼いたしました。

本法案の審理について資料をいただきますと、防衛庁のコンピュータ利用というのは、たいへん他の省に比べて抜群のようであります。そこで、現在のコンピュータの台数、それからその導入年度、使用目的、先ほどお答えをいただきましたが、あらためて整理をいたしまして、その予算額。この程度についてまずお答えをいただきますと思ひます。

○安田説明員 お答え申し上げます。

現在、防衛庁で使つております事務用の電子計算機の台数は、四十四年度末におきまして三十四台でございます。四十五年度計画しております姿では、年度末に三十九台ということになっております。

それから導入年度でございますが、三十四年度から使用いたし始めて、三十四年度に一台、三十五年度に一台、三十六年度に二台、三十七年度二台、三十八年度八台、三十九年度十四台、四

十年度十七台、四十一年度二十一台、四十二年度二十六台、四十三年度三十一台、四十四年度三十四台ということになっております。

それから使用目的でございますが、一番多く使われておりますのが補給管理でございます。これは自衛隊で使用しております航空機その他の武器類の部品の管理に使われているわけでございます。それから情報検索に使われているわけでございます。これは一般の民間で使われている姿と同様な目的でございます。さらにまた給与の計算その他を含む人事管理にも使われております。それから科学技術計算にも使われております。それから経理、通信交換その他でございます。

○中谷委員 いま防衛庁の御答弁の中で、事務用コンピュータというお話がありました。事務用コンピュータというお話は、何か事務用でないコンピュータというものもあるという前提での御答弁でしょうか。

○安田説明員 ただいま申し上げましたのは事務用コンピュータでございます。一般に産業社会で使われておりますコンピュータでございます。これ以外にパツジのような戦術情報システム、それからさらにまた、ファイア・コントロールシステムと申します射撃用の器材でございます。こういうふうにウエポンシステムに組み入れられたコンピュータがございます。しかし、これは性質が非常に違つておりますので、一応われわれの内部の取り扱いも別に取り扱っております。

○中谷委員 いや、防衛庁が御持ちになつてゐるコンピュータというのは、一体何基、何台あるわけでしょうか。取り扱いが違つて、所管が違つていうことではございますが、たとえば艦船、航空機、そういうふうなものにも、当然コンピュータが兵器体系の中で搭載されているわけであります。ですから、かなりこの問題は内閣委員会等で問題になつてゐるのだからと思ひますけれども、パツジシステムの中におけるコンピュータ、これが三十四台以外にあるということになれば、それは何基、何台お持ちなのか。このあた

りはどうなりますか。

○栗林説明員 ウエポンシステムに組み入れられておりますコンピュータ、これをどの範囲のものをいふゆるコンピュータと考へるかによつて数が違つたわけではございません。私どものほうでは、ウエポンシステムの中にコンピュータシステムを組み入れておるというふうに考へております。その中で、たとえば例で申し上げたいと思ひますが、ナイキ、ホークがございまして、これに組み込まれておりますいわゆるコンピュータと考へられますのは、現在戦闘指揮装置、この中にTSQ51というのがございます。これが一台ございます。ただ、それから今度は各中隊のほうにいくわけでございます。それを受けてその中隊が、いわゆる統制用として、計算機を使ってミサイルの発射をするといふことになつております。そのいわゆるナイキ中隊統制用の計算機、これは現在十台ございます。あるいはホーク関係で捕捉用の計算機、これが現在十九台といふふうに考へております。それぞれウエポンシステムの中に組み入れられております。いわゆる計算機といふのをどこまでの範囲を考へるか。たとえば航空機等につきましても上から参りますものを受けて、それをいろいろ計算をする、その範囲までをいうのか。いわゆる計算機という範囲、これによつて非常に台数等についても違つてくるといふふうに考へております。

○中谷委員 そうすると、防衛庁のほうでは、どの範囲をコンピュータというのか、その点についてかなり疑義がある。そこで、その点について範囲が確定をしないと、コンピュータの定義が確定をしないと、台数等についても答えにくいといふふうなお話でございます。そういうことだとすると、現在審理している法案の立場、法案での定義から何台か答えてください。

○赤澤政府委員 電子計算機と通常いわれておりますものの範囲がどの範囲かといふことは、必ずしも明確な定義のもとに使われていないというのが現状でございます。ただ、いまお尋ねがござい

ましたような、特殊な用途を目的としたしまして特別につくられましたもの、あるいは装置の一部として組み込まれたもの、こういったものがあることは確かでございます。これも見方によっては確かに電子計算機に属するものであると私も考えます。ただ、私どもの立場から申しますと、通産省の生産動態統計におきましては、こういう特殊な組み込み用のものは、実は台数計算に入っておりません。また、今回の法律で考えておりますような、たとえば電子計算機の利用高度化計画、これの対象としての電子計算機のとえば設置目標ということになってまいりますと、いま御指摘のような、特殊専用のもので機械装置の一部に組み込まれておるものといったようなものは、私どもとしては、この法律の対象となるものではない、こういうふうな考えをしております。ちよつと事前にそれだけ御答弁申し上げます。

○中谷委員 情報検索に使われているコンピュータの数についてはお答えをいただきましたか。もう一度お答えをいただけないか。その点についてまずお答えをいただきたいと思います。

○安田説明員 現在、情報検索に使用されておりますコンピュータは一台でございます。

○中谷委員 コンピューターの種類、機種等はどのようなことになりますか。

○安田説明員 H I T A C 八四〇〇でございます。

○中谷委員 防衛庁のほうでは、ソフトウェアの開発状況等についてはお答えいただけますか。要するに、情報検索等のコンピュータをお持ちになつておられる。そうすると、防衛庁でどんなプログラムをお使いになつておられるのかというふうな点についてはお答えいただけますか。

○安田説明員 お答え申し上げます。

防衛庁でとりわけてソフトウェアの開発を行なつておられることはいたしておりませんが、一般産業社会で開発されているものを随時利用していく、こういう形でございます。

○中谷委員 そうすると、防衛庁でお使いになつ

ているコンピュータで使つておられるプログラム、電子計算機に対する指令——定義をいうと、「プログラム」とは、電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいふ。この問題については、そうすると、こんなプログラムを使つて、プログラムはこういうこととすというものは、防衛庁のほうでは明確にできるわけですか。

○安田説明員 お答え申し上げます。

事務用の電子計算機については、ただいまおつちやつたように、私どもから御説明申し上げることができません。

○中谷委員 それは、補給、管理、情報検索、全部含めてですね。

○安田説明員 一般的にはできません。いずれにいたしまして、防衛庁で特別に開発しているわけではございませんので、一般産業社会で開発されているものを、私どもが対価を支払つて取得したソフトウェアでございます。

○中谷委員 もちろん、そうすると、その結果についても報告は受けられるわけですね。プログラムについては明らかにしますと言ふんですから、その結果についても明らかにされるわけですね。七十一万点機密書類があるということ、この前、予算委員会でもいへんそういう話をいたしました、いかがですか。

○安田説明員 結果というのは、あるいは情報を処理したその最後の数値ということでございます。

○中谷委員 そうです。

○安田説明員 それでは、先般御説明申し上げましたように、秘密にわたる事項も当然情報の中にはございます。それは当然でございますが、秘密にわたる事項については別途でございますが、そうでないものについては、御所望によりまして御説明いたしたいと存じます。

○中谷委員 なるほど。プログラムについては明確にできる、しかしプログラムによって得たところの結果については、秘密の部分と秘密でない部分がある、それでよろしいんですね。きょうは課長さんお二人御出席いただいておられますので、時間も来ているようですからその程度で。いまの御答弁は変更はありませんね。

○安田説明員 ただいまのとおりでございますが、プログラムの組み方と申しますか、方式、そういうものについて御説明申し上げます。防衛庁のほうでは、またプログラムの組み方と申しますか、方式、そういうものについて御説明申し上げます。防衛庁のほうでは、またプログラムの組み方と申しますか、方式、そういうものについて御説明申し上げます。防衛庁のほうでは、またプログラムの組み方と申しますか、方式、そういうものについて御説明申し上げます。

○中谷委員 最後の質問です。要するに先ほどの御答弁は、プログラムは全体として国民の広場に出していい、したがって国会の広場に出していい、専門的であつても、それは国会で調査する人がいるわけですから。そういうことについての御確認をいただいたわけですね。終わります。

○八田委員長 去る十七日、横山委員の質疑に對し保留されておりました答弁を求めます。赤澤重工業局長。

○赤澤政府委員 先般横山委員の御質問にございました、協会の業務と税法上の収益事業との関係につきましてお答えを申し上げます。

当協会の経理につきましては、収益事業を区分して経理をすることが必要とされるわけでございますが、当協会の業務のうち、プログラムの貸し付けなどは収益事業となるわけでございます。もう少し具体的に申し上げますと、法律上は、プログラム貸し付け料等の収入とプログラムの開発委託費などの経費との差が課税所得となるわけでございますが、プログラムの委託開発、貸し付けは協会の主要な業務でございますから、収益事業部門の経費のうちには、役員の人件費あるいは協会の総務部門の経費といったものの過半が含まれるものと考えられます。また、協会は営利を目的と

しておりませんので、収益事業部門で利益が出るような場合が考えられますとプログラムの貸し付け料を引き下げるといったような方法で、公益を中心にした運営をはかつてまいらるわけでございますから、實際上利益が生じるようなことはないと考えられるわけでございます。以上のような諸点からいまして、私どももいたしましては、協会が納税するということはまず考えられないのではなかつたと思いますが、なお、こういった点が問題になるような事態が生じれば、協会の事業運営の全般の面から十分善処をまいりたいと考えております。

○八田委員長 米原君。

○米原委員 時間もありませんし、時間を簡単にするために、ほとんど質問は出尽くしておりますから、私たちのこの問題に対する根本的な考え方を簡単に述べまして、そしていままで出てないような点について若干質問したいと思います。

通信回線等を利用したコンピュータによる情報処理技術の量、質とも拡大は、わが国経済及び科学技術等、国民生活の各分野に広範かつ多岐にわたつて重大な影響を与えることとなります。情報処理技術は、きわめて大きな将来の可能性を持ち、人類による自然を支配する力量を増大させるものであります。しかし、現状においては、その開発及び利用は企業利益にのみばら奉仕させられ、国民のための利用はまだ大きく妨げられております。わが党としましては、情報処理技術の進歩、発展を支持し、それが国民の利益に全面的に奉仕する方向で研究、開発、利用されるために積極的に努力したいと思つております。たとえ

ば、現在では情報処理技術が真に国民のために開発され、利用されるならば、公害問題はじめ予防衛生、防災、交通、都市計画などの諸問題の解決や国民の日常生活を、より安全に、便利にし、生産流通面の合理的、計画的発展、科学技術の飛躍的進歩等にも大きく貢献するものであります。しかしながら、現状では、情報処理技術は、国

民に対するいわば国家権力の支配の道具としても利用されるし、また、アメリカと日本の大企業によ

また、場合によっては軍事目的に利用されるお

それとも十分にあります。そして、たとえば情報処理技術の高度化とその積極的な導入は、労働者にとっては、先ほども同僚議員から指摘されました

が、失業、配置転換などの急速な増大、さらに、コンピュターの端末機器の操作やテープ処理

などの単純労働部門、あるいはサービス部門など

への大幅な職種がえとなったり、ユニバーサルを取り扱う関係部門の職場では、機械の保守、設

備の効率をあげるための深夜労働や交代制勤務の増大、さらに、定時後においてはデパートの一舌刃

理、プログラム修正などの作業が加わるため、労

ピューターの積極的な導入によって労働密度が増
強化する。現在に強まっております。さらに、コン

大し、いわゆる機械に使われることが多くなるた

めに、受動的な人間や、利己心が強く社会的な連帯心を失った人間を、多数生み出すなどの危険も

あります。したがって、ハードウェア、ソフトウェア、情報処理技術の研究、開発、利用に対する

る国の施策は、以上の危険な事態を絶対に起こさ

ぬよう十分配慮され、関連する分野にまたがった総合的な計画をつくる必要があります。かつ、そ

の計画の立案にあたっては、導入によって起こり

符るあらゆる問題について、日本の科学者を内外に代表する日本学術会議にはかるなど、総合的に

以上のことから、当面、私たちは次の基本的立
検討して十分な対策を必要とします。

場を守ることが重要であると考えております。

第一に、高度な情報処理技術が、国民生活の向上と安全、科学技術の自主的、民主的、総合的発

ておりますが、これらの業務の内容を考えていただきますと、たとえば情報処理サービス業の育成ということになってまいりますと、現在の情報処理サービス業と申しますものは、主として中小企業の計算をここで集中的に肩がわりをしておる、サービスをしておるといふような面もございます。また、今後こういった情報処理サービス業が進んでまいりますと、アメリカでは一部行なわれておるようでありますが、たとえば買入のものに関する情報サービスでございますとか、そういう面からも、国民の全般、家庭にもサービスが行き届くようになるというようにも考えられるわけでございます。

こういった面から考えていただきましたが、私も、この事業協会が一部の企業にのみ恩恵を与えるというふうには決してならないし、また目的のものから申しまして、そういうふうな運用する考えはないわけでございますので、御疑念の点は、いま申し上げましたようなことで御了解をいただきたいと思っております。

○米原委員 この法律にそういうことが書いてあるというのじゃないのです。言われたような面も、可能性はたくさんあることはわかります。しかし実際には、現在の状況からすると、主としてそういうことに使われていくんじゃないかということに多くの人は疑念を持っておるので、それ聞いていたわけなんです。

それから第三に、事業協会の事業のうちで、いま言われた情報処理サービス業者に対する債務保証についてはどういふふうになるかということですが、企業規模等による制限はないのか。もし大企業のみは債務保証がされるのならば、それはきわめて不公平なものになるので、その点は企業規模等によって債務保証の制限があるのかないのか。

それから、情報処理サービス業者といわれているものの中には、アメリカなど外国の会社または個人も含むことになるのかどうか、こういう点を聞きたいと思います。

○赤澤政府委員 情報処理サービス業者でございますが、現在、私どもの承知しておりますところでは、全国で約三百社余りあると思えます。いずれもこの業者自身が中小企業に類するものであるうかと思えます。また、こういった業者が、自己の業務を行なうために必要な電子計算機を導入する、あるいはプログラムの開発をする、こういったような、業務または技術の改善に必要な金を金融機関から借り入れる必要がある場合、この協会に債務の保証を依頼してまいるわけでございます。協会といたしましては、この債務保証の依頼と申しますか、申請の内容が、第七条にこの協会の目的が書いてございまして、この協会の目的に沿ったものである限り、もちろんそういったことについては十分な審査を行なうわけでございますが、その審査の結果そういうものであるというところであれば、特に必要限度を設けるとか、あるいは相手方によりましてたとえば大中の区分別をするとか、そういうふうな運営は行なうべきではないかと私は考えております。したがっていま申し上げましたような、情報処理サービス業者の実態に応じ、内容を十分審査し、そしてこの協会の目的に沿う限りにおいては、協会としては、いわばこの協会の事業予算の範囲内において有効にその金が使われるように運営をしてまいるべきである、こう考えております。

○米原委員 アメリカその他外国資本は……
○赤澤政府委員 現在のところ、まだ、そういった外国資本が入ったような情報処理サービス業者があるとは考えておりません。今後こういった面での外資の導入、いわばジョイントベンチャー等の点でございますが、こういった点につきましましては、ケース・バイ・ケースで慎重に外資導入の許可の場合に処理をしてみたいと思っております。ただ、現在の日本における情報処理サービス業者の実態がきわめて弱体でございますので、私どもとしては、こういった外資企業の進出ということに對しましては、先般来通産大臣も申し上げましたように、きわめて慎重な態度で、国内のサー

ビス業者等が相当程度育成をされ、こういった外資にも対抗できるという状態になるまでは、私どもは消極的な態度でこれに臨んでいきたい、こう考えておるわけでございます。

○米原委員 その次に、開発されるプログラムが国民の全生活に重大な影響を与えるので、この協会は民主的に運営する必要があると思えます。そのために、役員の人選にあたっては、あるいは日本学術会議にはかるとか国会の承認を受けるなどの措置をとる必要があるのではないかと思います。この点はどうか考えますか。

○赤澤政府委員 この協会は、法律にもございすように、民間側が発起をいたしまして、協会の設立手続をするわけでございます。いわばその中心となるのは民間の発意でございます。そういった点から、協会の役員につきましては、まず民間のこの協会を設立いたします発起人が選んでまいりまして、通産大臣の認可を求めてまいるわけでございます。そういった意味からいたしまして、役員につきましては、ここにもございすように、それ相応の知識、経験等を持つておる方々を中心に選んでいくことにならうかと思えます。本来この協会の性格は、いま申し上げたような民間発意と申しますか、民間がまず発意して協会をつくるという性格のものでございすので、私といたしましては、この協会の役員の選任等につきましては、この法律の条文にあることで適當ではないかと考えております。

○米原委員 それでは、大体、役員というのはいくつう人になるような予定でおられるか、その点がわかっておりましたら聞かしていただきたい。

○赤澤政府委員 この協会の設立につきましては、あらかじめ関係の団体等にもいろいろと説明しておるところでございます。御意見等も聞いておるところでございます。そういったところで、この法律によりまして、発起人十五名以上ということに相なっておりますが、この協会の発起人自体はまだ確定をいたしておりません。こういったことでございますので、この発起人が設立

をいたします協会の役員につきましては、いまの段階ではまだ、特にどういった方を理事長に、あるいは理事にというふうなことは、民間側においても、また私どもこれを認可をいたします政府サイドにおいても、全くきまつていないというのが実情でございます。

○米原委員 これは先ほど同僚議員の質問にもあった点なんです。開発されたプログラムが非常に広範囲に、いろんな会社あるいは中小企業、法人、個人にも自由に利用できるような体制をつくっていく必要があるのではないかと。ことに大型電子計算機を持ち得ないようなところにも利用できるような体制をつくる必要があるのではないかと。先ほどの御答弁では、たとえば中小企業が共同で利用できるようにするために、中小企業振興事業団の保証で融資するというような話がありましたが、しかしこれは、単なる融資だけでは非常に弱いのじゃないかと思うのです。融資だけでは、とてもそういうものを設置するには力が足りない。政府が相当思い切った援助をして、そうして大型電子計算機がそういうところに設置できるようなところまでみずから援助するくらい体制を考えないと、実際は主として大企業に利用されるような結果になるというふうな考えられるので、そのあたりをどう考えておられるか聞きたい。

○赤澤政府委員 中小企業の面におきます情報化の促進と申しますか、コンピュータリゼーションは、もとよりこれから先、私どもとしても重要な施策の一つとして今後ますます拡充してまいる必要があると考えております。先ほど御答弁申し上げましたように、中小企業の個々の業者が電算機を事務の合理化、経営の合理化のために使うということが望ましいわけでございますが、なかなかそういった事情にもございせんので、共同で電算機を設置するということをまず促進しようというの、現在私どもの中小企業庁がとっておる措置でございます。

だ不足であつて、むしろ何か特段に政府がこの面について施策を進めるべきではないか、こういう御意見でございますが、現在の中小企業振興事業団によります資金も、きわめて長期、低利のものとございまして、一般の金融機関ではとうてい考えられないような措置をとつておるわけでございます。現状におきましても、やはりなかなかこういったことの推進をするといつてもおのずから限度がございしますので、私どもとしては、当面こういった制度をさらに拡充強化をしていくという方策で臨みたいと考えておりまして、四十五年度におきましても所要の予算を計上し、今後その成果を見ながら一そうこれが拡充強化につとめてまいりたい、こう考えておるわけでございます。

○米原委員 終わります。

○八田委員長 本会議散会后委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

午後三時四十一分開議

○八田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○中村(重)委員　総理の時間が少ないようでごさいますから、簡潔にお尋ねをいたします。

御承知のとおりに、情報化時代といわれておりますように、わが国の産業、経済、文化の発展に情報の果たす役割りは非常に大きいと思うわけです。特に情報はコンピュータによるものが絶対でございます。ところが、これを指導する政府の取り組みというのは、私は非常におくれておると思います。したがって、情報化政策を強力に推進をしていくということになってまいりますと、政府全体の統一政策を確立をする、そこで総合的な計画を策定をしなければならないと思うわけであります。そのためには、行政措置といましては、やはり閣僚会議の設置が必要ではないかと思えます。立法措置といましては、情

報化基本法の制定が急がなければならないと思
うのでありますが、この提案に対して、総理はど
うにお考えになっていらっしゃるのか、まず
その点についてお答えを伺ってみたいと思いま
す。

○佐藤内閣総理大臣 閣僚会議はけっこうだと思
いますが、いまの状態ですぐ基本法と、これは私
ちよつとまだ早く、政府自身もちよつとまだ検
討、研究が十分積んでないように思います。

○中村(重)委員 情報化基本法……。

○佐藤内閣総理大臣　いま申し上げたとおり、基
本法はちよつと早いように思つております。

○中村(重)委員　どうも総理のお答えは、お役人の書かれたメモによつての御答弁ではないかと思うのです。私はそのような取り組みではだめだと思ふのですよ。いま、閣僚会議の設置が早いとか、基本法の制定が早いということは、問題があると思う。そうではなくて、やはりすみやかにこれを提案するということではなければならないと思ふ。簡単に早いと言ふことについては納得いたしかねます。しかし、きょうは議論しておりまして時間がありませんから……。

次に、通信回線の開放についてお尋ねをいたします。

御承知のとおり、郵政審議会の答申によつて、公衆電気通信法の改正案が今次国会に提案をされるというようにいわれておつた。ところが、自民党の党内事情であるとか、いろんなことでこれが見送りになつたようでありますが、これをいつごろ御提案されようとするお考え方であるのか。それから、巨大企業は、いま公社が独占しておりましてこの通信回線の開放、自由化、これを非常に強く要求をいたしておるようでございますが、これには反対もある。そのことが、今回の公衆電気通信法の改正を見送りになつた点であらうと思うのですが、このいわゆる開放、自由化についてはどのようにお考えになつていらつしやるのか。それから、時間の関係がありますから、続いてお尋ねをいたしますが、コンピュータによると

ころの公害防止対策ということをこの際考へるべきではないか。先日、当委員会に参考人をお呼びいたしましたのが、稲葉参考人もこの点は非常に強調いたしておるようであります。工業地域による公害というものは、御承知のとおり、大きな政治問題であり社会問題であるわけですね。ところが、この公害対策というのを、現在のように、一工場であるとか、あるいは一地域に限ってやるということではなくて、国全体の対策といたしまして、ナショナルプログラムによるところの公害対策をやつたらどうか。御承知のとおり、アメリカのアポロ計画は大きな役割りを果たしているわけですが、この点に対して総理はどのようにお考へになるのか。まずこの二点について考え方を伺つてみたいと思います。

○官瀆國務大臣 基本法につきましては、先ほど総理も言われましたように、御承知のように、いろいろ問題がございますから、できるだけ各省間で協調していたしますが、なかなかすぐに御提出を申し上げるという結論に至らないことは、御承知のとおりでございます。

電氣通信法の改正は、今回提出いたそうと思ひ
ましていろいろいたしましたが、これも、電電公
社としては初めての、いわゆるトライアルでない
最初の問題でありますだけに、とうとう問題を整
理し切らずに、これは次国会には、私ども関係者
みんな提出をいたしたいと政府部内で考えてお
ります。その際、やはり公開ということが一つの原
則になるというふうに思っております。

公害につきましては、公害予測のためのプログラムというものを、私どもの役所なんかでも実は考えかかっておりますし、また大気汚染などにつきましては、翌日の天気の風向きだとか温度だとかということを考えまして、ある程度燃料等の排出についても注意を促すというような制度が、ぼつぼつ生まれつつあるところでございますが、今後コンピューターが非常にこの分野では活躍することになるうと思えます。

○中村(重)委員 通産省の問題ではなく

て、政府全体の問題ですから、私は総理から、御出席を願ったのですから、ひとつお答えをお願いいたしておきます。

次にコンピュータ教育についてお尋ねをするのですが、私は、このコンピュータ教育というのは、今日の課題になっておると思うわけでございます。そこで政府は、どの程度の規模と速度でこの情報化教育を進めていこうとしておられるのか。端的に私はお尋ねいたしますが、高校であるとか義務教育の小中学校の教育課程に、情報化教育を入れていこうというようなお考え方があるのかどうか。検討しておられると思うのですが、この点はいかがでございましょう。

○佐藤内閣総理大臣　事柄が新しいだけに、私で答えられることもあります。専門的な通産大臣からお答えする、これは別に軽くした意味じゃございませぬから、その点は御了承いただきたい。私も関心は持っておりますが、十分説得するだけの知識がまだございませぬから、これを正直に告白しておきます。

いまお尋ねのような点も、ただいまちようど日本国内で養成中じやないか、かように思っております。だから、先に進んで、そういうものをいつになったらできるか、こういうようなことを聞かれましたも、ただいまちようど養成しかけたというような、その程度でございますから、もうしばらく成り行きを待っていたきたい。しかし、政府自身ももっと馬力をかけて、速度を速めて、そして時代の要請にこたえるようにぜひしたい、かように思っておりますが、いますぐということは無理です。

○中村(重)委員　まあ総理が率直にお答えになったのですから、わかるのですよ。しかしもう情報化時代ですよ。アメリカとの大きなギャップをどうして埋めるかという問題ですよ。いま総理が、そういうったような、あえて不勉強と言うのですが、そういう取り組みでは私はだめだ思うのですね。これはわれわれが情報化問題をこの委員会でも実は真剣にやっておる。基本法を先に出すべ

きだ、そして私どもがいま審議しておるような協
会法案などというものは基本法に基づいて出す、
これは当然なこととす。ところが私は、全く政府
が怠慢というのか、無責任というのか、いまのよ
うな取り組みではどうにもならぬと思います。

そこで、これは基本的なことにならうと思うの
ですが、情報化政策の原則というのが実はあるわ
けですね。この原則についてお尋ねをいたします
が、この情報化政策を進められるにあたっては、
三つの基本原則が提唱されている。第一は平和利
用と国民生活の優先。二つには、民主的管理、そ
れから公開、平等のサービス。三つには基本的人
権の保障であるということだと私は思うのです。

第一は平和利用ですから、軍事的にはこれを利用
しないということが私は当然なことであろうと思
うのです。第二は、これはあえて申し上げるま
でもなく、民主的管理、公開、それから平等サー
ビスということですから……この第三は、プ
ライバシーの保護、基本的人権の保障であると私は
考えるわけがあります。したがって、伝えられて
おるような一億国民総番号、こういったような
ことは、よもやまじめに政府がお考えになつてお
ることではないと思うのですが、しかしこれは事
実伝えられておる。そうして大きな不安を与えて
おることは間違いないわけですが、この点につい
てはどのようにお考えになるか、ひとつ所信を
伺つてみたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 いまあげられた三原則、
一、二、これはもう問題なしに私も賛成でござい
ます。ただ三の場合、プライバシーの問題という
のは、これは実際問題としてなかなかむずかしい
問題があるだろうと思います。宮澤君からその点
についてお答えします。

○宮澤内閣総理大臣 これは非常にむずかしい問題で
ございますけれども、たとえば私が私だけのパス
ワードを持っておりまして、それを初めに打たな
ければコンピューターが動かないということにす
るとするのは一つの案だと思ひます。それは私の
パスワードが盗まれない限りは、私の情報は漏れ

ることがない。それから、もっと注意深く考えま
したら、私が自分の情報をパンチに埋め込みます
ときに、なまのままでそれが出たんではわからな
い。つまり、それをもう一ぺんコード化しておき
ましたら秘密は守れる、そういうような方法は当
然考えられなければならないと思います。

○中村(重)委員 総理、いかがですか。第一の平
和利用、これは軍事目的にはこれを利用しない、
この点いかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 先ほどお答えしたように、
簡単に一と二には賛成でございまして、問題ない、
かように申ししたのは、賛成だということとす。

○八田委員 横山利秋君。

○横山委員 私の質問は二つであります。一つ
は、総理でなければ答弁できないこととありま
す。通産大臣も答弁できないこととあります。い
ま、総理、政府には百五十四台のコンピューター
があります、四十四年度。それで、レンタル料が
去年の予算で六十六億、買い取りが六千万、合計
六十六億六千万。実に膨大なレンタル料と買い取
り機械であります。その機械が、大きな省ですと
三十四台持っている省、一つしか持っていない
省、各省全くばらばらで、機械の機種もみんなば
らばらで、コンピューターの利用率もまたばらば
らで、コンピューターの利用率もまたばらばらで、
一つの機種で総合的、効率的利用ができたならば、
非常なすばらしい財源の節約になります。現にア
メリカの例を引きますと、PPBSが国防省に開
発されると、大統領命令によって各省に導入を指
示し、コンピューターの予算が三十億ドルに達す
ると、予算局、調達局、標準局でそれぞれの部門
を担当するように指示し、全体の効率化をはかり
ました。そして以降にもう一つ重要な立法は、公
共放送法を作成した。ことごとくこれ大統領の指
示によって行なわれておるわけでありまして。いま
このまま放置いたしますならば、本年度の予算を
見ますと、情報産業経費は、政府部内で百八十六
億、政府機関で五百十五億。地方自治体でまたた
いへんなコンピューター関係、情報産業関係の経

費で、私は本委員会でも、これは総理に十分検討し
て答えてもらいたい。明らかにこれは税金のむだ
づかいが膨大に行なわれている。もしも一つの機
種で総合的、効率的利用をしたならば、べらぼう
もない財源が生まれてくる。政府は一体何をして
おったんだというて聞いたわけでありまして。いか
にして、この今後どんどんと発展をいたすコン
ピューターの、政府部内、政府と地方自治体等、
有機的な効率的利用をどうするか、これが総理大
臣に対する質問であります。

○佐藤内閣総理大臣 いま言われるように、コン
ピューターが始まって、中央各官庁同士もそれぞ
れ機種が違つておる。さらにまた、地方との関係
におきましてもそれぞれ違つておる。そこでたいへんな
問題が起きておるわけでありまして。そこで、すでに
御承知のことと思ひますが、政府は四十三年の八
月に「政府における電子計算機利用の今後の方策
について」という閣議決定をいたしました。こ
の決定に基づいて行政管理局に情報関係七省庁連
絡会議というものを設けておる。またさらに工業
技術院に、二十七省庁からなる電子計算機利用技
術研究会、こういうものを設けて、プログラムや
その他の面で、これをいろいろできるだけ効率化
をはかつていく、融通がはかれるようにしよ
う、こういうことをいまやっておるわけとす。で
私は、しばしばコンピューターを使う連中に言つ
ておることは、ただいま横山委員が指摘されるよ
うな、同一機種になること、これは、たいへん予
算的にも効率化し、むだづかいがなくなり、また
その後の使用方でも非常に成績をあげるだろうと
思ひます。ところが、これはなかなかむずかしい
問題があり、メーカーのほうから見れば、売り込
みなりあるいは貸し付け、そういう運動がたいへ
んです。そこで、いままでも片一方で、そういうも
のの中に巻き込まれるとんでもない汚職を起こ
すんじゃないか。新しい技術、機械を導入すること
はけっこうだが、そのために官吏の綱紀がゆるん
でくる、こういうことになると、コンピューター
によつての成績より以上のマイナスの面が非常に

大きいんだということに、実はなるのでございま
すので、そこで、このむだづかいも心配だが、あ
まり積極的に、いまのような状態でどれがいいと
なかなかきめかねる。その状態のもとで非常に早
まったやり方は、どうも政府自身慎むべきじゃな
いか、こういうことで、私もいま各省庁の連絡
会議で、そのいづれがいいか。また、今日のよう
にはらんした状況、それならば一体どうしたら
オンライン、そういうようなこともできるか、可
能なのか、こういう点をいろいろ研究されている
わけとす。とにかくいまはらんしている状態、
しかもそれがどこへまともな状態にいいのか、それが
まだきまらない、こういう状態でございまして。そ
の、言われることはよくわかりますけれども、私
は、もうしばらくよく見ないと、これはむしろ
メーカーに利用されるというふうなことになる
んじゃないか、そのほうを非常に私おそれて、注
意をしておるような次第とす。

○横山委員 総理、一つの省でも同じことなんで
すよ。一つの省で三十四台使つておる省でも機種
が統一できない。あなたの言うようなことを言っ
たならば、課によつて、部によつて、違う機種を
使うことになるのですよ。あなたは、総理大臣と
しての責任と判断において、このむだづかいをや
めさせるべきではありませんか。現にアメリカで
やっているじゃありませんか。そうしてあなた、
もう少し発展しなければ様子かわからないと言
うけれども、既成事実がもうどんどんどんどんで
上がつていくのでありますから、適切な時期に適
切な判断をしなければだめだ。これは総理大臣、
たいへん御勉強不足で、優柔不断で、いたづらに
むだづかいを継続するのみにとどまる、こういう
ふうに私は考へる。御意見ありますか。

○佐藤内閣総理大臣 各省庁、その省の中でいろ
いろ機種が違つて、こういうようなことは厳に戒め
なければならぬ。また中央と地方との間でやはり
違つておる。これは、それぞれの自治体自身が自
主的にきめておる問題なら、別にとかく言うべき
問題じゃないと思ひますが、しかし、出先の機関

がまた別のような状態だということではいけません。これは、私どもやはり注意をして、そういうものの乱れがないように、そうしたいと思っております。しかしアメリカで各省庁それぞれが全部同一か、私はまだそこまではアメリカでもないってないと思う。それはちよつと無理です。あれだけのメーカーというものがあつて、それぞれがどこか違つてゐる。そうしてやつてゐる状態で、これをこちらのほうで統一しろと言つたつて、それはちよつと無理じゃないかと思ひます。しかし、それよりもやはり、機種は違つていても同じように利用できる、そういう方向を考えるほうが、いまのような問題に巻き込まれなくて済むんじゃないか、私はそのほうを、後者のほうをとりま

す。だから、機種は違つておりましても相互に融通ができるような、そういう知恵をひつと出すべきじゃないだろうか、かように思つております。

○横山委員 先ほど中村委員の質問に対して、私も基本法を早く制定すべきだと言ふんですけれども、一体、基本法は何省が責任を持つて検討し、国会へ提案することになりますか。

○宮澤國務大臣 基本法の姿を考えてみますと、せんだつても申し上げましたが、教育の問題がありますし、情報処理技術の開発などのこともござい

ます。いまお話しした標準化の問題もござい

ます。それから、官庁における処理という問題、それから財産権としてのプログラム、そういうようないろいろの問題がござい

ますから、まあ政府部内一緒にになりまして……(横山委員「一緒には無責任です。」と呼ぶ)その上で一番、どう申しますか、これはしかし、一緒に研究しなければこの法律はとうていできませんので、その上で内閣の責任において提出するといふふうに考えます。

○横山委員 総理大臣以下、通産大臣の御答弁はたいへん不満でございますが、時間がございませ

んので……。

○八田委員長 松平忠久君。

○松平委員 端的に伺いますけれども、総理、総

理府ではこの機械を使つておられますか。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

日本電気の機械を使つております。

○松平委員 この年鑑によりますと、総理府では日本電気の機械とIBMの機械を使つておりまし

て、日本電気の機械は一台しかありません。IBMの機械は二機あります。河合君、それは総理に報告したことがあるのかどうか。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

まだ御報告申し上げてございません。

○松平委員 私がいま言ったことについて、IBMの機械を二機使つておるといふことと、日本電気の機械を一種使つておるといふことは、あなた認めますか。

○河合政府委員 お答え申し上げます。

お示しのとおりでございます。

○松平委員 それじゃ、初め言ったことは間違つておつたことになる。総理府自体が外国のIBMの機械を使つておるわけだ。総理、こういうぐあいに、総理にまだ報告してない分が、私はずいぶんあると思うのです。そこで、総理がいま、よく様子を見てと言われるのはよくわかります。この間参考人も、一体日本の基本法のようなものはどうするんだ、君の考えはどうだと、ここで皆さんから聞いたところが、それは大体二年か三年の間にやらなくちゃならぬと思う、そういうことを北川参考人も稲葉参考人も言つておつたわけ

です。しかし、それはだれがやるんだと言つたところが、これはどうしても総理大臣にやつてもらわなければいけません。いろいろ意見はありますけれども、総理がやるべきだ、こういうことを参考人は申しておつたわけですから、いま総理がここで

もつておつたことは、要するに、もう少し様子を見てゐるんだ、そういうことであります。私はここで伺いたいのは、だれがどの機関を通じて見てゐるのかといふことなんです。見てゐるといふ、だれが一体研究し、どういう機関がこの状態を見て、そして総理に報告をするのか。総理が一々全部聞いて歩くことじやな

いと思うんです。政府部内におけるそれぞれの機関が責任を持つて研究を遂げて、そしてそれを集約して閣議で報告してやるのでありますけれども、そういうことをやる機関は一体だれなのか、それが私にはよくわからない。したがつて総理は、ただ見てゐるといふことだけれども、これで私は責任体制はとれないと思うのです。いま横山君が言いましたように、ここに出ていますけれども、いまの二つの機種を使つてゐるということ、それはもう至るところそうなんです。そういうぐあいにまるつきり統一がない。じゃ、いまは実験時代かといつたら、実験時代というにはあまりに金を出けいに使ひ過ぎてゐるんです。ですから私は申し上げたいのですけれども、総理は、二、三年のうちにおそらく決心をされて基本法を出すという

ことにならざるかと思ふけれども、そういう基本法を出すなり、あるいはそういう事情の変化というか、あるいは体制の変化というものを引きわめていくという機関は、現在一体だれなのか。現在から始めなくちゃならぬ、こう思います。その点について総理のお考えを伺いたい。

○佐藤内閣総理大臣 私は、そういうことは行政

管理庁がやるべきだと思ひます。しかし、いまの機種の統一という点、この点は、そうやかましく言われてもいかなんじやないか。先ほど申しましたように、データがどの機種にも乗れる、データのつくり方で乗れさせれば事は足りる、かように思ひますので、それらの点もやはりよくうすきではないだろうかと思ひます。むしろ、いまの通信回線、これをどういうふうに開放するかという、機種の選定といふ施設の開放の問題と両方の問題があるだろう、かように私は思つております。

そこで、先ほど言われる参考人の意見も、相当皆さん方お聞きだつたようで、私は聞いておらな

い、いま松平君から御紹介になりましたが、私も、こういう点はいつまでもほつておくつもり

じゃございせん。だから、そういうことができ

るだけ早く、こういうようなお気持ちだらうと思ひますので、できるだけそういう方向でいまの基本法と取り組む、そういう姿勢が望ましい、かように皆さん方もおしやるんだらうと思ひま

す。私もそういう方向でありたいと思ひます。だが、これはその点では、いつい基本法をつくる、かように申し上げませんが、これは、できるだけ早くそういう状態の材料をそろえよとか、あるいは人員の養成をもつと積極的によれとか、いろいろの問題があるだらうと思ひますから、そういうものをそろえた上でただいまの基本法、これはさつき中村君から三原則みたいなものが出されておりますから、そういうようなものがやはり中心になつてでき上がる、これが望ましいと思ひ

ません。かように私は思ひます。

○松平委員 率直なお答えなんですけれども、私も機種について、いろいろな機種があるということについては、これは何でもかまわぬと思ふんです。機種については、それぞれ特徴がありますから。しかしそれは、コンバージョンシステムを開発してやれば解決できる問題だと思ふんです。だがしかし、私が申し上げたいことは、アメリカにおいて御承知かもしれませぬけれども、いま言われておることは、ほとんど五〇%ぐらい、政府関係におきましてはオンラインのシステムによつてやつていくようになる、こういうことを言われておるわけなんですけれども、日本におきましては、各官庁においては、オンラインのシステムというものは行なわれておらない。そこで、いまこの法案は、オンラインのシステム、ソフトウェアというものを開発をしていくといふことなんだ。そこで私は、国自体が予算をどんどんつぎ込んでやるということであるならば、これは早く成功すると思ふのですけれども、アメリカの例をもつてするならば、宇宙開発といふことをやつておつたからアメリカはこれだけ発達したと思ふのです。したがつて私は、政府自体がもっともと能率的に仕事をしてくれんとか、あるいはいふと国民の福祉関係のことについて積極的にやつていく

とか、そのためにオンラインシステムを使っているというふうなことになるならば、自然にそこへ金は金を出していくわけですね。国が金を出しているというふうなことで、この非常な発展を促している、こういうふうな思ひです。したがって私は、その点をひとつ認識を改めていただきまして、そしていまのうちに、行政管理局でもいいので、すけれども、どこかでそれをやらんでおる、こういうものが必要じゃなからうか、こういうふうな思ひます。いまは、各大学だろが官庁だろが、ばらばらでやっておるというふうなことで、その点が私は非常に遺憾だと思ひます。

そして、そのことについて、いま総理もちょっと触れられましたけれども、この情報化時代というものが進展してくるということになりますと、あらゆる点について旧制度というものを新しく考え直さなければならぬ、こういうことになると思ひます。たとえば教育にいたしましてもそうでありまして、それからひとつあとで質問をしたいと思います。たいてい呼んでおられますけれども、たとえば商法というふうなもの、これもやっぱり会計法規というものがいまの制度でいいのかどうか。つまり、簿記のつけ方とか、あるいはどのよう勘定はいいないとか、そういうものを全部スタンダードにしていかなければならぬ。それから、いままでの旧社会の制度というものを再検討を加えていくということになるわけですね。したがって私は、そういうものを総合的に判断をしていくという専門的な機関というものが必要じゃないか。各ばらばらにやっておるというものは、いたずらに金をよけいに使ひ、そして効果もあがらない、こういうふうな思ひです。今後、おそらく三年以内には、参考人も言っておるようなぐあいに基本法というものができると思ひます。したがって、そういう場合に間に合わせるというためには、私はやはり、行政管理局でもいいし、総理府でも、どこか適当なところでもいいのですが、それをにらんでおる機関があつて、それを手足のよう総理が使ひて、そして正確なる判断の

もとに日本の行くべき方向というものを決定していかなければならぬ、こういうふうな思ひますけれども、そういうことについてどうですか、総理のお考え方は。私の意見に賛成であるかどうか。

○佐藤内閣総理大臣 これはもう新しいものでございまして、またいま言われるように、利用がどこまで発展していくか、この考え方がいかによつてはたいへんな効用もあが得る、かように思ひます。そこで、さっきのようなプライバシーの問題、それをひとつ気をつけろ、こういうふうな問題があるわけですね。平和利用、公開、たいへんけつこうだが、プライバシーまでそれではじき出されても困る、こういうこともございしますが、どういうふうに使ひて、またどういうふうな効用を発揮さすべきか、ここに一つの問題があるように思ひます。また機械のあるところだけで、その効用を自分のところだけで壟断しないで、これはやっぱり他からも要望があればその結果を使ひるような、そういうシステムも必要だろ。いろいろくふが、この問題をめぐって新しい社会ができてくるのじゃないか、新しい世の中ができてくるのじゃないか、かようにも思ひます。そういうふうなことが、ただ、いまのところでは、こういう場合、どうなるか、ああいう場合にどうなるか、あるいは簿記をつけるようなものはもう一切なくなつて、機械でみんなそういうものは記帳されるか、あるいはまた、預金やなんかにしてもすっかり変わるというふうな、いろんな応用、利用の面が拡大していくだろう、そこにまだ十分の見きわめがついていない、ここに問題があるわけでございます。いま言われるような諸点が合はされて、そして一つの新しい産業形態、同時にまた利用形態、そういうものが生まれてこなければならぬのだ。とにかく、それにおくれないうちに、いま皆さんから政府を鞭撻されているのだ、かように私思ひておりますので、そういう意味でお知恵も拝借しながら、さらにかけ足で諸準備を進めるようにしたいものだ、かように思ひて

おります。最後に、御答弁は必要ではありませんけれども、ひとつ御考慮願つておきたいと思ひます。

それは、ここでしばしば問題になりましたけれども、情報産業という名前なのですね。いまもうほとんどの情報産業、情報産業ということになっておりますから、これを直すことはなかなか困難ではなからうかと思ひますけれども、しかしながら、どうもあまりいい感じを与えません。情報という名前は何かシックレットなイメージのようなものがあつて、ぐあいが悪い。それから、この情報という文字は中国の文字である。それで、中国での観念はどうかといえば、情報というものはシックレット・インフォメーションです。したがって私は、つまらぬところに誤解を生ずるというふうなことは、まずいんじゃないかと思ひます。いま、日経だと思ひましたけれども、あそここの記者が北京で抑留されております。その原因は何かといへば、この情報ということなのです。情報といふことを本社が使つたといふことが一つの大きな問題なんです。そういう通報をよこしたときに、いい情報をくれた、こういうことを言つたのが検閲に引つかつたのです。そしていま抑留されている、こういうことがあるのです。ですから、このことは日本だけのことはではなくて、情報といふのは中国のことばなのです。したがって私は、このことをやはり何かほかのことばになさつたほうがいいのじゃないか。これを国民的にするにはどうもまずいのです。そのことを、総理も、それから通産大臣も考えられてみたらどうか、こういうふうな思ひます。それは希望です。

以上で終わります。

○八田委員長 石川次夫君。

○石川委員 たいへん時間がありませんので、答弁をあえて求めません。要望を申し上げておきます。

それは、情報産業などということとは必然の宿命

みたいなものでありましようし、将来おそらく日本の産業の構造を三割から五割変えるだろう、こういうわけでおるわけですね。この情報産業時代になれば、はたしてこれは非常にバラ色の世界が来るのか、あるいはまたそうじゃなく、それは単なる幻想で灰色になるのか、その二通りの見方があるわけでありましようけれども、まあバラ色という見方からすれば、手近に豊富な情報がすぐ得られるということもあるし、また、コンピュータがいろいろNC工作機械や何かを駆使することによって人間の作業を代替するというところで生産性が高まるし、それによって労働時間が短縮されるという面が出てくるし、したがって生活内容というものが向上がはかれるという見通しができるわけでありましよう。そしてまた、レジャーというものが生まれて、レジャーを謳歌できるのだというふうな、非常なバラ色の面があるわけですね。反面、先ほど来質問がありましたように、プライバシーの侵害というものがアメリカで非常に大きな問題になっておるわけでありましよう。それから、これは、労働と資本の対立という本質的なものは変わらぬであらましようけれども、しかし、今後の現象としてあらわれるものは、コンピュータを中心とするいわゆるテクノクラート、そういうものとのその他のものというふうな形で、労働問題の条件というものがだいぶ大きく変わつてくるのじゃないか。それからまた、これはいま人手不足でありますから、そんなことはあり得ないとおっしゃるかもしれませんが、アメリカあたりで非常におそれているのは、徹底した情報化というものが進めば、たいへんな新しい意味での失業というものが生まれるであらう、こういう問題が提起をされておるわけでありましよう。それから、私が一番心配をしますのは、資本主義時代だからというわけではございませぬけれども、現在でも人間疎外、人間性否定ということがいわれております。しかしながら、これから先らんかなの情報がふんだんにはらんをするということを通じて、あるべき人間性というものがめめられて

くるのではなからうか、こういう心配がされてならないわけでありませう。こういう、バラ色にするか、灰色にするかという面では、ひとしく政治の大所高所に立つて、情報の面を片方で推進をしなればならぬけれども、それによって生ずるところの弊害というものがどうやって対処し、これを解決していくかということを考えながら情報産業というものを進めなければならぬという点を、ひとつぜひ総理においても十分これからお考えをいたさうという第一点であります。

それから、情報化社会ということになれば、産業の問題だけでなく、教育の問題から通信の問題、労働の問題あるいは行政の問題、いろいろな点に非常に大きな影響を与えるわけでありませうけれども、特にいま行政の問題では、行政管理局というふうなものが中心になるというお考えもあつたようでありませうけれども、これはどうして行政管理局では処理できる問題ではないかと思うのです。やはり内閣総理大臣が指揮をして、関係会議とか、あるいは膨大な審議室とか、中核をつくつてそこで対処していかねければならぬきわめて重要な課題ではないかと私は思うのです。いままでの縦割りのセクショナリズムというものは、この審議室——情報化というものが行政の面で合理化されていきますと、いわゆる横割りの行政で対処するよう組織がこれから生まれてくるという道が開けるのではないかと一面が一つ。それから地方行政と中央との関係をオンラインでやりたい。遠距離即時通信というのでありますけれども、これによって全部つないでいくというような必要性が当然出てくるのではないかと一ことで、ぜひひとつ、この情報問題というものは、単に一つの部門にまかせるといふことではなくて、内閣全体で真剣に取り組んでいかねければならぬたいへん重要な問題であるといふことで、基本法の問題なんかなかないといふお話がございますけれども、これはぜひひそかに出すのだという気がまあえてひとつ対処してもらわなければならぬ問題ではないかと思うのです。これが第二点であります。

す。

それから第三点の問題は、現在の公衆電気通信法によりまして、異企業間の通信は認められておりません。といふことは、たとえばトヨタ自動車に生産工場と販売会社があります。これは両方一緒にならなければ一つの企業にならない。しかし便宜上これは分けてある。しかしこれは異企業間であるからといって、この通信というのは禁止されているといふ面がある。こういうものを、これはこの問題と直接関係ありませんが、開放しなかなければならぬ問題であらうと思うわけでありませうけれども、そういう開放にあつた問題点といたしましては、一方では、先ほど私が申し上げましたように、売らんかなの情報というものはどんだんはんらんをする。これを何らかの点で調整——統制ということになりますと問題があらますから、何らかの点で調整をはかつていかなければならぬといふ点では、ある程度独占的な形態が必要だといふ面が一つ出てくるわけでありませうけれども、しかしながら、ソフトウェアの開発——日本ではハードよりもソフトが圧倒的にアメリカに押されっぱなしであります。これがもし上陸すれば完全に日本は席巻をされるであらう、こういうような情勢になっておるのであります。こういうような情勢を抑制する方法として、電電公社のほうでこれを独占的に抑制をするといふような方法で、これはどうしてもまずい。やはり外資の規制をして、上陸する前に水ぎわでこれを規制していくという方法を考えなければなりません。しかしソフトウェアの開発の寄与率はユーザーが大半なんです。ユーザーの力が大半であつて、政府の力、政治の力、電電公社の力なんかでソフトウェアというものを開発する力というのは、そう大きなものではない。でありますので、民間に相当依存をしなければならぬ面が多い。したがって、そういう面ではどんだん開放していかなければならぬ、しかしながらまた片方では規制をしていかなければならぬといふ、二律背反的な要素がこの通信の

場合には出てくるわけでありませう。私はここに妙案があるわけではありませうが、そういう点を十分に配慮しながら、ひとつこの通信の開放、オンラインの開放というものについては対処してもらいたいと思う。そういう問題も含めて、ぜひ強力な審議機関といふものを、総理府がいいか内閣全体がいいかわかりませうけれども、つくつていただきたいといふことを御要望申し上げておきます。

○八田委員長 岡本富夫君。

岡本委員 私、時間がありませんから、三

最初に、情報化社会の定義づけ、これはいろいろあると思ひますけれども、知識のような形のものを金に変えるといふのが情報化社会、こういうように一つはいわれております。また、コンピュータは知識を加工する機械のようなもので、こういうようにいわれております。また、情報を明確化し計量化していくのがコンピュータの役目だ、こういうようにいわれております。したがって、人間本来の持つ能力を活用するのがこれが情報化社会だ、こういうことになりませう。したがって、一番大事なのは人間の教育ではないか。そこで、きょう総理来てくださったから——東京の日暮里に電子計算機専門学校がある。私、ここの状況を調べてまいりますと、そこにいま五百人ほどの学生がおりますが、昼夜にわたって技術の習得、研さんに励んでおる。この一番の特徴は、学生層がバラエティーに富んでおる。すなわち情報化社会の初期のあつただしさがそこにあつておる。非常に時代がこの情報化といふものを必要としておる。そこで、高校を出てすぐ入学する人が約八割、残りの二割は一度実社会に出た者、大学生などで占められておる。情報化の波に抗し切れず学校へ行つておる、そういう人が非常に多い。また年齢的にも二十歳から二十五歳が大半です。中には五十歳以上のしらがのほえた年配の方も行つております。こういう面から見ますと、情報化の勉強といふものが非常に大

事なんだ、いかに機械が進みましてもやはり人間の知識、これが大事である。したがって、米国のピアソン委員会では、高等学校で教育課程にこれを設置することになった。わが国においても教育面にこうした情報化の勉強を設置してはどうか。これをひとつ総理に前向きに検討していただきたい、こう思うのですが、いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 いま岡本君の言われること、教育の問題、最も大事だと思ひます。ことに新しい若い者、これから学校へ入る者というものが、再教育といふか、ぼくらを含めて再教育しないといふことが必要なんだ、そのことが一番大事なんだ、これが必要なんだと思つております。どうも議論のほうに先に進んでおりますが、ほんとうに情報化時代に突入した、こういういながら、本人自身も、機械自身も何をやるのかわからない、オンラインとは何だといふようなことになつては、これは申しわけないのですから、機械自身をよく扱うことも研究ですが、同時に、その機械を何に使うか、どういふようにこれを使つていくか、そういうような再教育、これが大事なことじゃないだろうか、いま言われましたような、すでにその学校はできている、こういうことですが、もっと広範にこういうことに力を入れたいとこれはたいへんなことだらう。先ほど来、ずいぶん金のかかる問題だ、そうして非常に効率をあげればすばらしいものになる、しかしながらそれはどうもまぢまぢでうまくできてない、こういう御指摘があらましたが、それをするために、いま岡本君の言われるように、再教育、また新しい教育、それを授けることは必要だと思ひます。これは特殊学校でやるようなことではないが、一般にどういふような教育方法が望ましいか、十分検討してみる必要があるのだと思ひます。ただまかせておくだけではないかぬので、やはり指導方針、一つの指標を示すことが必要だらう、かように考えます。

○岡本委員 そこで、最初、自動車は、こういう

よりなマニアか、あるいは運転手とか運送屋という商売をする人しか使わなかったわけでありませうけれども、現在では車に乗るのが常識な状態です。したがってこの情報化時代も常識な時代になってくる、こういうことでありますので、いまず、ひとつわが国の高等学校の教育にも入れていただけたら、こういうように要望申し上げたいわけですが、その点前向きに御検討いただければどうか、いかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 文部省いろいろ研究しておるそうですから、私からもまた、この席でそういう議論の出たことを文部大臣にも伝えておきます。

○岡本委員 これはちよつと次元の低い質問でございますが、今度のこの法案には——往々にして協会の設立、公社、公団、こういうことになりまして、必ず天下りということになりまして、いろいろの問題が起るわけです。したがって、この天下りラッシュの防止、こういうことを総理からひとつ明確にお答えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 御意見は伺っておきます。

○岡本委員 最後に、コンピュータは第二次世界大戦の遺産ともいふべきものでございまして、それで非常に発達したということでありますが、将来、防衛庁あるいはまた自衛隊で、戦術の第三の武器に開発されるのじゃないか、こういうような心配もされるわけですが、憲法に抵触しないようなところに押えることができるかどうか、これも総理にひとつお答え願いたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 どうでしょう、いまの自衛隊の性格。一切コンピュータを使っちゃいかぬということになると、それこそおくれて自衛隊の任務も果たし得ないことになるのじゃないだろうか。自衛隊が他国に脅威を与えないもの、自国の防衛の用に役立つもの、そしてそれが効率的な方法で自国の防衛に役立つ、その意味でコンピュータを使う、これはけっこうなことじゃないか。

むしろ奨励すべきじゃないだろうか、かように思いますが、いかがでしょうか。攻撃的だとか、あるいは他国に脅威を与えるような、そういうことには使えない。しかしながら、もっと効率的な方法に役立つような場合には、その計算の基礎にはこういうものは十分使っていんじゃないか、かように思います。

○岡本委員 なぜそのことを提案申し上げたかと申しますと、たとえば、いま電算機あるいはまた情報産業に対して約二百億くらいの予算になっておりますが、これはこまかい問題は別といたしまして、国民総生産の一〇%まで上げるんだ、そうなりますと相当な予算が必要になってきます。それがどの辺まで伸びたらいのか。業界の皆さんの意見を聞きますと、いま一千億ないと困る。アメリカのIBMですか、それに太刀打ちするためにはそのくらいの予算が必要なんだ、こういうことになりまして、国民の税金がどれだけこちらの予算へいってしまふか。最後は食費会計のような、にっちもさっちもいなくなってくるというやうな面も、やはり考えながらやらなければいけません。だから私は、こゝろでビジョンというものをきめていかなければならぬ、こう思うのですが、いかがでございましょうか。

○佐藤内閣総理大臣 もちろんビジョンを持って取り組まなければならぬと思いますが、一番予算編成の大蔵省自身、PPBSにしても、ただいままだ要員の養成中だという。そういうものはまだ本格的に採用できるのかできないのかかわらないと言っている。みづから日本一の決んだ、かように言っている大蔵大臣のもとですから、あまり御心配になるような、非常な無限の拡大があるとは私思いません。いまの状況のもとではそう御心配要らぬだろうと思ひます。しかし、コンピュータ、電算機、こういうものがほんとうに私どもの身についたものになってきたとき、そのときには遠慮なしにそれを使う、そのことが必要なんじゃないかと思ひます。先ほど言われたやうな心配ですね。人間が逆にコンピュータに使わ

れるのではないのか、さような事態になれば、これはこのくらい人間疎外のはなはだしいものはないまいから、どこまでも使う主体は人間だ、人間そのものだ、こういうことでコンピュータと取り組む、これではなければならぬですね。私はその限りにおいては、そう本末転倒するようなことはない。私は心配しない。絶えず人間優位だ、その考え方でこういう問題と取り組めば間違いないのだ、かように私は思っております。

○八田委員 岡本君、一問だけ許します。

○岡本委員 あとは答えはけっこうですが、いまお話がありましたように、人間尊重、これを根本としてあらゆる施策を講じていただきたい、これを要望いたします、終わります。

○八田委員 川端文夫君。

○川端委員 せっかくお忙しい総理が見えたので、重復を避けまして、一、二点お尋ねします。特にとしは、七〇年代といわれる情報化時代に踏み出したわけですか、この法案の審議を通じて見出した道の中に、二つの面で必ずしも明確になつていない論理が行なわれているように考へるわけですが、その一つは、新しいこの情報化時代への踏み出しにあたって、いわゆるソフトウェアの活用が人間性にどう影響を与えるかということと十分配慮すべきだという、この一面であつたと思ひし、これを生かしていかなければならぬという立場に立つても、委員会は一貫している意見であつたように思ひます。ただ、取り残された、私が特に総理にお尋ねしたいという一点は、今日、民間で電子計算機を使っているところは、単にそういう意味では使っておりません。言うならば、近代化なり高度化なり合理化という線で、この問題を活用して労働力不足に対処するためにかなり生かして使っているこの問題。政府は、この情報化時代に備えるという意味で、民間産業を助成するという立場に立つならわかるのであるけれども、政府みずから年間百億ものいろいろなコンピュータなり電子計算機を利用されているわけでは

が、民間と比較して考えていただきたいのは、役人があまり多過ぎて税金のむだ使いでないのかという声があることに對して、コンピュータが入ったことによつて、合理化に對して、どれだけいよゆる行政が能率化してこのやうな生かされた道ができるかということをはつきりされた上でお入れになつてゐるのかどうかという点をやはり承つておくべきでなからうかと思ひますが、総理のお答えをいただきたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど来、能率が上がるだろう、こういう話をし、また場合によると人がコンピュータに使われるというやうな危険もある、そういうことであつてはならない、だから人間優位、コンピュータはどこまでも人間に使われる機械だ、こういう考え方で取り組んでほしいということを申しました。そこで、いま言われるやうに、コンピュータが能率を上げたから積極的に出血整理でも行なわれるのか、そこまでの御心配でもあるように思ひますが、ただいま私も総定員法をつくらなければならぬ、まだ積極的、それが適當なる定員なのか、こういうことをはいておりません。しかし、コンピュータがだんだん進んでいけば、利用されるやうになれば、身についてくれば、必ずそれは変わるだらうと思ひます。私は、いままでのやうな統計官あたり一番先に問題にもなるだらうと思ひますが、こういうことは、機械が導入されることによつてやはり人が余る。その人はまた別のほうで使えるのですから、そういう点を頭に置きながら、能率化、そういう方向へ進んでいく。これはひとり政府ばかりじゃない。産業自体も一緒だろうと思ひます。そういう方向でなければ意味をなさない、かように私は思つております。むだづかいはいらない、こういうことだし、また同時に、いまいる人たちを出血して整理するといふやうなことは最も愚かな方法だ、かように考えますから、そういうことのないやうに、また十分人が働ける分野は——コンピュータはコンピュータとしての機能を發揮いたしましたも、全部がコンピュータで済むわけでは

ものでもございませんから、その辺は御心配なく、十分効率をあげていただくように、ひとつ積極的に御協力、御指導願いたいと思います。

○川端委員 誤解のないように。私の言いが足りなかったかしりませんけれども、コンピュータが入ったことによって合理化されて、それだけの能力が向上しているかという基本的な方向を示しながら機械を導入することなくしては、いたずらにかえって人がふえるおそれがある、こういう点も心配している一面があることを、後ほどまた通産大臣にお話しして総理にお伝えいただくことにしたいと思ひます。ただ首切りをやるためにコンピュータを早く入れるという言い方ではございません。絶対量が労働力不足の中から、政府はできるだけ最小の人員で最高の能力をあげて民間に労働力を回すという立場に立つてほしいという考え方の基礎の上に立つてものを申し上げていることを、誤解のないようにしていただきたいと存じます。

もう一つは、これはどうしても考えおきをお願いしたいのですが、この間からの話の中に、基本法という議論、意見の中に、いま通産省がやっている中における試験制度にいたしまして、技術者の試験をするだけで、人間性の問題は容易ならざる重大問題でもあるのであるからというこの前提を考えながら、議論が出ておったと思うのです。先ほども委員がおっしゃっておったように、私の地域にも、現在八千人にもふくれあがった電子工学院があり、行って見てまいりました。しかし全国には、まだそれほど盛んなものから、そういう大きなものから、各種学校としてばらばらでやっているようにです。私はやはり情報化時代というかけ声の時代に足を踏み出した以上は、これらの問題を単なる各種学校に置くのではなく、これらのソフトウェアの技術者に対しては、人格的な問題はかなり重要なウエイトであるから、權威ある試験制度というものを持たなければならぬのではないかとこの前提に立つて、総理にその点をお考え願いたいと思ひます。お答えがあればお答

えいただきますと存じます。

○佐藤内閣総理大臣 これはよくひとつ皆さんで相談していただいて、認定試験がいいのか、あるいは資格付与の試験がいいのか、そこらに問題があるようございませぬ。これはひとつ皆さん方の御意見もよく聞いていただいて——政府はいまのところでは、いわゆる資格でなくで、かように考えておりますが、いかがなものでしょうか。皆さん方の御意見ももう少し伺いたい、かように思っております。

○川端委員 では、お忙しいようですから質問を終わります。後ほどまた。

○八田委員長 松平忠久君。

○松平委員 この前、質問したときに、ちょっとしり切れトンボみたいになっておる事項がありますので、それらの点について、あるいは同僚の議員が質問したかとも思うのですけれども、若干ダブルの点もあるかもしれないけれども、これから次の点について質問したいと思っております。

第一の点はこういうことであります。さつき横山君も触れたかと思うのですけれども、現在日本で使っておるところのコンピュータの中で、外国製の製品と日本のメーカーがつくったコンピュータの比率が大体半分半分くらいではないか、こういうふうにいわれておるわけなんです。現状はたしてどの程度のものかということ。それから、どういう企業が外国のものをよけい使っており、どういうところが日本のものを比較的多く使っているかという一般的な傾向について、調査をされておるものがあつたならば、その調査に基づいてお答えを願ひたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 大体金額にいたしまして国産化率半分ということでありませぬ。企業別にどういふところがあるかというのを使っているかという調べは、おそろくちよつとないのではないかと思ひますが、御承知のように、比較的早く使いましたところはやはりIBMの系統が早かつた。そしてあと、ゼネレーションがかわりますとその機械が統

いて入っていくという傾向があるようございませぬけれども、ちよつと企業別には調べがないと思ひます。

○松平委員 私が手元で持っている材料を見てみますと、それは確かに、比較的早く使ったところ、したがって大企業です。大企業は多く外国のものを使っておるし、その中で都市銀行が一番外国のものを使っておるのじゃないか、こういうふうに私は見ておるわけでありませぬ。日銀からいたしましても、長興銀、いづれも外国のものであります。地方銀行もそれに引きずられて、かなり外国のものが多くなつておつた傾向があるけれども、しかし地銀はオンラインシステムに一部なつておる。ですから、この問題の解決はやがて実現し得ると思ひますので、問題は、日本のそういう大金融機関を中心として大企業が、外国依存のハードウェアであるということですね。これが少し問題ではないか、こういうふうにして思っているのです。その場合に政府の考え方は、ソフトウェアを開発して、それらの外国の機械を相当多く使っているところの大企業というもののにも、開発されたところの日本側のソフトウェア、そういうものを使わせていくのだ、こういう考えに立つておられるかどうか。そして、それらのものをまたオンラインシステムにだんだん移行させていくような方向に、皆さんのほうでは考えておられるかどうか。それはただ成り行きにまかせるのだ、こういうことであるかどうか。そういうことを伺つておきたいと思ひます。

○宮澤国務大臣 大企業が多く外国のものを使っているのじゃないかと言われませぬことは、そういう事実が大体あると思ひます。しかし、それはどつちかと申しますと、大型のもののウエイトがわが国では小そうございませぬ。そこで、IBM三六〇というような、わが国にあまりないようなものを使うようになりますと、大企業は概して大型を必要といたしますから、そのような傾向になつておると思ひます。

それから、後段に言われましたことは、結局ハー

ドウウェアとソフトウェアを分けることについての問題であるわけございませぬ。従来は、御承知のように、両方の料金は一緒、込みであつたわけございませぬけれども、IBMが両方を分け始めました。そういたしますと、将来われわれが優秀なソフトウェアを開発できるといたしますと、このことに伴つてコンパイルプログラムを使ひますれば、われわれのソフトウェアも使えることになりませぬので、将来そういう意味でソフトウェアの国産化率をやはり高めていきたいと思ひます。

○松平委員 産業構造審議会の情報産業部会の答申によりませぬと、いろんな点について今後開発されるべき問題点を指摘しておりますが、その中で第一の点が、いわゆる経営者教育とか、いわゆるトップマネージャークラスの教育とか、このトップマネージャークラスの経営陣の再教育——先ほど総理も言われました再教育ということ、この教育はだれが担当してどういうところでやっているのか。自発的にやっているようなところもあるように思ひますけれども、政府として、何らかそれに対する便宜を与えるとか、あるいは指示を与えるとか、そういうことをやっておられるのかどうか。ただ一方的にトップマネージャークラスが集まつて、研修会を開いておるというふうなことであるのかどうか。いわゆる新しい未来への挑戦というものでありますから、一番の責任者の教育というものがきつて必要なんです。それらの連中の頭の使い方がいかによつて、産業革命後におけるところのイギリスのような状態になる。そういうところからいへばマルクシズムも生まれてくるでせう。したがつて、まずトップマネージャークラスの連中の頭の切りかえというものがなければ、先ほどから石川君その他が言つておりましたとおり、これは労働問題にしろ、あるいは脱人間社会というか、そういう社会的形成というふうな懸念もあるのではないかと。したがつて一番必要なことは、このコンピュータを使つて最後

の判断をするところのトップマネージャークラス、これの教育が絶対に必要なんですが、それは一体どういふふうに現在進められておるか、そのことを伺っておきたいと思う。

○赤澤政府委員 経営のトップクラスの再教育の必要性は、御指摘のとおりでございます。この点は、各種の団体あるいは企業におきまして、その必要性が非常に痛感されております。現在私が承知いたしておりますところでは、昭和四十三年に設立されました日本経営情報開発協会、ここには毎年定期的に、いまお話しのような、各企業のトップクラスの方々の再教育と申しますか、研修と申しますか、そういったことをやっておりますように伺っております。なお、このほかにも関西その他の団体で、これは定期的ではないと思いますが、こういったような講座ないしはゼミナールが行なわれているように聞いております。

○松平委員 そのトップクラスの再教育、訓練あるいはゼミナールというものは、どういう内容の教育をしているのですか。

○赤澤政府委員 私が承知いたしておりますところでは、非常に基礎的な面から、さらに現実の実用面まで含めた教育のようでございます。非常に基礎的な面と申しますと、たとえばコンピュータを利用することによって何ができるのか、つまり企業の中でどういう活用のしかたがあるのかといったような基礎的な面から、現実にはコンピュータを材料にいたしまして、そしてこういうふうなコンピュータの使い方の実例、さらには企業内におけるコンピュータ要員の教育のしかた、また海外におけるそういった、MISといわれておりますが、このMISの情報についての視察をいたしました人たちの調査報告、こういったようなことを総合的に研修のテーマにしておるように聞いております。

○松平委員 それでは、そのトップクラスのゼミナールなり、そういった研修というもののについて、政府側とのコネクションというものは全然ないのか。つまりただ自発的にやっておるというところなのか。政府側との考え方の意思疎通というふうなことがありながらそれを行なっているのかどうか。その点はどうか。

○赤澤政府委員 特に、研修あるいはゼミナールの内容について、一々政府と相談してということはありません。その意味では協会等が自主的にやっておるものと考えます。ただ、こういった講座の一部の中で、政府のこういったものについての施策等が議題になる場合がございますので、そういった場合には必要な講師の派遣等をいたしておるという程度でございます。

○松平委員 私は、これが将来のわが国における経済のあり方というふうなものについて、非常に重要なポイントとなるのではないかと思っております。もろもろのいわゆる社会生活におけるギャップの問題その他のことをどういふふうに埋めていくかというふうなこと、それは政府自身が考えなければなりませんけれども、しかしながら、各企業の企業主というか、経営陣というものが、一種の社会性というものを持って、そういう頭でやっているのかどうか、それに非常に重要なポイントがかかっているとおも私は思うのです。ですから、この点は希望条件として、やはりそれを政府自身がフォローしなければならぬ、こういうふうには私は思っております。

その次にお尋ねしたいのはデータバンクなんだけれども、このデータバンクというのは、政府の考え方は、一体どこにこれを設置しようとするのか。そしてどの程度の規模のものにしようとするのか。そういう考えがあるかどうかということなんです。

○赤澤政府委員 データバンクと称するものは、非常にいろんな意味で使われておりますが、まず政府内部でこういったようなデータバンク式なものとして申しますか、政府のデータを収集整理し、高度化し、そして必要な情報というものを統一的に処理する、こういったようなことがいわれております。こういったものでは、官庁でも、まあこ

く小型ではございますが、幾つかのデータバンク式のものが少しずつ動いております。たとえば運輸省の車両登録システムでございまして、あるいは労働省の職業紹介に関する一つのシステムでございまして、あるいは通産省の産業経済情報でございますが、こういったものも、まあ小型ではございますが、一種のデータバンク的なものであろうと思っております。今後さらにこういったものを広げて進めたいと考えておるわけでございまして、私の承知いたしておりますところでは、たとえば特許庁が特許情報システムを現在検討中でございますし、また厚生省の社会保険庁、これが総合保険管理システムというものを検討中でございます。こういったようなことも検討されておりますので、将来、各省がその所管業務につきましてそれぞれ所要データバンクを整備いたしますとともに、各省共通に、必要に応じてこれらを総合的に処理し得るような統一したデータバンクと申しますか、中央データバンクと申しますか、そういったものの設置についても必要があると考えておりました、そういった面についても、行政管理庁を中心といたしまして現在検討が行なわれております。なお、民間のデータバンクと称せられるものは、まだその構想がちらほら新聞等で出ておる程度でございますが、私もまだその内容の詳細については承知をいたしておりません。

○松平委員 四月九日に出る新経済社会発展計画ですね。これによりまして、四つばかりどうしてもやらなくちゃならぬということを言っておるわけなんです、その中の一つにいまのデータバンク設立ということがあるわけでありまして、すなわち、この政府の持つておる手持ちのデータを提供するので体制の整備というものをはからなければならぬ、そして政府のどこかにデータバンクというものを設置しなければならぬということなんです、いまお聞きすると、行政管理庁でそういうことを検討しておるといふわけなんですけれども、行政管理庁はおりませんか。——どなたか、

わかっていますか。どの程度データバンクについて現在検討を進めながらやっているのかどうか。これはきわめて重要なポイントじゃないかと思うのです。しかもこれは、四月九日に出るこの新経済社会発展計画の中で政府自身が言っておるのだ。宮澤大臣、知らぬですか、これは。

○宮澤大臣 それは、実はこういう問題であるわけでございまして。いま政府委員が申し上げましたように、各省が自分のところの行政に使うために、自分のところのデータバンクとも申せませんけれども、そういうものを整備しつつある。そこで、それを一つに集めたほうがいいのかどうかという問題ですが、実は一つに集めると、各省のおおのの新しいデータというものがどうしてそこへ入りにくうございまして。ですから、各省が持つておるものをネットワークしたほうがいいのではないかと考え方が一つあります。それから、いまの経済社会発展計画のように、民間のどなたでも利用できるような、いわば大きなライブラリーのような感じになるわけですが、そういうものを行く行くは考え、それが新経済社会発展計画に言っておることだと思います。ただいまのところ、そこへいってはおりませんが、各省が自分のものを整備して、お互いにネットワークしようという段階にあるわけでございます。

○松平委員 それに関連しまして、今後、世界的ネットワークというふうなことも考えなければならぬ。いまの段階ではそこまでいかぬと思うのですけれども、各省のものをやがてはセントラル・データバンクというものをつくるのである、こういうことでもありますから、世界まではなかなかいかぬと思っておりますけれども、しかし一方において、すでに国連その他におきまして、いわゆる通信衛星というか、そういうこともあつた、したがって国連における平等、対等というような原理、原則もあるわけだ。それで聞きたいのですが、この中に出ておられますことは、海底同軸ケーブルというものを利用したらどうかということをやっているのだけれども、この海底同軸ケーブルの利用程

度というものは、一体いま現在行なわれているかどうか。これは世界的にどういう発展段階にあるか。日本はこれに対してどういう態度をとろうとしているのか。その点を、関係のどなたかお答えしたら、ひとつ大臣なりあるいは郵政省なりお答え願いたいと思う。

○柏木政府委員 ただいま御指摘のように、通信衛星が実用化されてきて世界的なネットワークがもうできようとしておりますが、その前から技術的には、海底同軸ケーブルによりまず広帯域の伝送ネットワークというものが、大西洋また太平洋等に設置されております。日本といえましては、ちょうどオリピックの年でございまして、日米太平洋海底ケーブルというものを開通し、国際電信電話会社がこの当事者となって現在運用しておりますが、この海底ケーブルは、太平洋を横断いたしましたアメリカと日本をつなぐわけでございまして、このほかにも日本では、さらに昨年、ヨーロッパ方面との幹線通信網を建設するというところで、デンマークと共同で日本海ケーブルをつくりまして、ウラジオストクと新潟県の間にこれを敷設いたしまして、現在運用しております。これは、ソ連領を通りまして、さらに西欧、東欧の各国と回線を分け合ひましてこれを運用しております。これは電信電話、テレックスはもちろ

ん、オンラインのデータ通信にも今後利用できる高品位のものでございます。

○松平委員 これに対する国際協定のようなのはございませうか。いまの御答弁によると、ソ連との間にもこのケーブルを使うことについて実施されておるという話である。私は、世界的になつていくためには、これは共産圏だろうが何だろが、当然やっつけていかなければならないと思う。そうすると、それについて国際的な協定というものがなければならぬわけだが、その協定はいまどういうものがあるか。それから同時にもう一つ、通信衛星ですね、インテルサットの協定もあわせて、あるならばお答え願いたい。

○柏木政府委員 この海底ケーブルの設置、保

守、運用につきましては、それぞれの事業者間の国際協定があるわけでございまして。日本の場合では、国際電信電話会社がこの当事者となりまして、その内容につきましては、郵政省が認可を与えているわけでございます。

なお、これらのケーブルを通りまして世界的に運用される料金でございまして、運用の条件というふうなものにつきましては、国際電気通信連合のほうでいろいろの勧告をし、あるいは国際規則等を詳細定めておりまして、それによる運用をいたしておるわけでございます。

なお、インテルサットでございまして、これは一九六四年に、暫定的な政府間の協定といたしまして、日本をはじめ欧米十数カ国の、これに参加したのによりまして現在実施しております。さらにこれを恒久化する政府間協定を、現在、締結するための会議を、昨年から目下数回続行中でございまして。これには、政府が当事者となり、また一方、事業者である国際電信電話株式会社も、運用協定として付属的なその協定の当事者となるはずでございまして。

○松平委員 それから、もう一つの点として、この情報産業部会の答申案で指摘していることは、この各データを集めるという場合のデータの基礎になること、標準化の問題ということだと思ふのですが、その標準化の問題の中で一つお伺いしたいのは、会計法規の標準化というか、そういうことが非常に必要になってくる。つまり、収支決算あるいは給与等にいたしましても、どんなり勘定でやっているのには困るのであつて、一体現在の会計法規というものは、答申案によると、過去ののものであつて、必ずしもスタンダードのものではない。したがって会計法規そのものも、情報化の社会に備えるためには改正をしなければならぬ、こういうことがいわれておるわけなんです。私も確かにそれは、データを作成する上からいって、そういうものが前提とならなければほんとうの意味のデータはできないんじゃないかと、こう思ふのです。これらの点について、大蔵省なり法

務省なりというものは、商法その他において、一体、会計法規についてどういう考えを持て、どういう作業をいま進めているのかというところ、これが担当が知りませんけれども、聞かしてもらいたい。

○赤澤政府委員 法務省、大蔵省それぞれ御関係がございまして、私どもでもいま考えておりますことだけ簡単に最初にお答えいたしておきたいと思ひます。

いま御指摘のように、将来情報化の進展に伴ひまして、会計法規の改正とか会計用のいろいろな様式の統一化などがやはり必要になってくるものと私どもは考えております。こういうことからは、特に請求書でございましてかあるいは領収書といった、いわゆる帳簿にかかわります帳票類、こういったものの標準化を進めるといふことが、こういったものから標準化を進めるといふことが、将来こういった会計事務を電算機処理いたします前提になってまいると考えております。そういった意味から、通産省では昭和四十四年度から取引伝票の統一化というところに取り組んでおりまして、近い将来、いま申し上げましたような取引伝票につきましてJISの制定をしたい、こういうことでも鋭意検討を進めておるところでござい

ます。こういったことがまず前提となりまして進んでまいりますと、将来は、この情報化の進展に伴ひました会計法規類その他の改正についても、漸次検討が熟してくるのではないかと、かように私どもとしては考えております。

○松平委員 単に会計法規だけじゃなくて、税法自体におきましても、やはり私はJIS規格というものがなければならぬと思うのです。そこで、いろいろな例外、特例法みたいなものをやたらにつくっておつたのでは、コンピュータ化には非常にじゃまになるんじゃないか、こういうふうに思ふわけなんです。租税特別措置法みたいなものがいつまでも残つておつてコンピュータ化を進めるなんということができるかどうか、私は非常に疑問に思ふ。そういうことからいって、いま赤澤局長が答えられたけれども、関係省の大蔵省なり

法務省ではどういふふうに考えているのか、どの程度進めているのか、そのことを伺いたい。

○田邊説明員 法務省のほうでは、現在、商法改正の検討をいたしております。御質問のございまいしたコンピュータ会計につきましても、かねてより商法で、コンピュータを使って、いわゆる決算書類、会計帳簿、こういうものを作成できるように改正をいたしてほしいという要望がござい

ます。現在法制審議会ではこれらの問題の検討を進めております。最初に御指摘になりました会計法規関係の不統一というふうな問題につきましまして、すでに商法上の監査の問題として取り上げまして、証券取引法のほうの監査基準と商法のほうの監査基準の調整をはかる問題として、調整作業は進んでおります。

コンピュータに関して申し上げますと、問題は、商法上の会計帳簿とか決算書類というものは、監査役、あるいは外部の株主さん、あるいは債権者がごらんになる書類、つまり目で見える書類というものを前提に法律ができております。そういう前提ではたして、コンピュータの中にしまひ込まれる一つの記憶というふうなものを、法律上の帳簿あるいは書類として認めることができるかどうかの問題でございまして。この問題は、商法上から申し上げますと、先ほどの閲覧とか監査の問題に關係してくる事柄でございまして。法制審議会では、現在のところは、コンピュータのほう一つ前のマイクロフィルムというふうな一種の写

真式の作業が商法上認め得るかどうかが、そういう観点の検討を進めておられて、コンピュータ会計についての検討はまだ進めておりませんけれども、近い将来当然問題として議論される事柄と思つております。ただ、現行の商法上の扱いとして考えますと、いろいろな会計関係の資料、帳簿をコンピュータで作成することは可能でござい

ます。可能でございまして、そういうふうにしてつくられたものが正しいかどうかということをつくるについては、やはり人間の目に見るような原始的な資料とか帳簿というものが備わつておる

という前提が必要だろう、こういうふうに考えております。

○松平委員 大蔵省の税法に関してはどういふことを考えておられますか。

○安井説明員 先生ただいま御指摘のように、税法の簡素、合理化の問題は、コンピュータ化の問題を離れましても、私ども常に心がけるべき事柄だと考えております。特にコンピュータ化が進んでまいりました場合に、あまりに例外を置きますと非常に複雑になるという事も御指摘のとおりでございますので、検討してまいりたいと考えております。現に国税庁の内部におきましても、申告所得及び法人税につきましては、その事務処理をコンピュータに乗せておりますので、そちらの面からも、問題点というものの指摘がございました場合に、これをどう処理するかという検討をいたしておりますし、また個々の納税者、特に源泉徴収義務者のほうで源泉徴収税額をコンピュータで計算される場合があるわけでございます。この場合につきましては、手作業でやるのと違ひまして、機械計算が容易にできますようにすでに所得税法上も規定を設けておりまして、コンピュータ化の時代に沿えるように設置をいたしておりますし、また今後ともそのように努力してまいりたいと考えている次第でございます。

○松平委員 国税庁は非常な膨大な数字を取り扱っておられるわけですが、国税庁におけるオンラインというものは非常に必要じゃないかと思うけれども、これは計画があるのかどうか。全国にずっと税務署があつて、そこで税金を取っているわけですが、そこで税金は年末にならなければ、あるいは年末でなくとも半年くらいたかなければ、これはどうもだめだとか何とかいふことがなかなかわからない。そこで、予算のことについても非常に問題点があるし、予備金というものをどうしてもたくさんつくっておかなければならぬとか、そういうことがいろいろあるわけですが、そこで、国税庁あたりは率先してオンラインシステムをやらなければいかぬ官庁じやないかと思ふが、いまのところはどういうふうになつていますか。

○安井説明員 国税庁におきましても、いま御指摘のように、非常に膨大な情報の処理があるわけでございまして、昭和三十六年に長官官房に企画室を設けまして作業を始めております。まだ予算の關係もございまして、特に徴税費をあまり高くすることもいかにかというふうな關係から、四十四年度におきましても關係経費は約五億程度であります。逐次、先ほど申し上げました申告所得税あるいは法人税等につきましては、この事務処理を進めていくように処理いたしてまいりたいと考えております。御承知のように、アメリカにおきましては、特に情報検索のほうにこのコンピュータが非常に使用されているわけでございまして、いろいろな課税資料を一カ所に統合いたしまして、税務署内部の処理にチェックをさせているということもいたしているようでございまして、私どもも、それに対応できるような事務処理体制に持っていきたい、かように考えているわけでございまして。

○松平委員 あとはほとんど同僚の委員が質問したことであらうと思ひますので、あえて私から申し上げませんが、ただ一言お聞かせ願ひたいのは、そういったJIS規格、あらゆる面のJIS規格について、政府の予算は非常に少ないのではないかと、いふようにわれわれは見ているけれども、そのJIS規格というものが前提となつていかなければソフトウェアの開発はむずかしいのではないかと。また開発したつて、実際にはこれはネットワークの中に入れていくことができない。ミストリードされてしまふ。つまり変なデータが出てきてしまふ、こういうことになるわけですが、そこで、科学技術庁ですか、あるいは工業技術院か何かで、その標準化のことをやっていますね。あれはどの程度今日まで進んでおられるのか、あるいはどの程度まで今後進めていくのかということ。いま、たしかことしの予算は九百万円かそこらじやなかったかと思ふのだけれども、これではたいしたことでは

きないのじやないか、こういうふうに思ひます。しかもその中には、文部省關係の、ことばの標準化なんという非常に急を要する問題も出てきておるわけだし、それからいまの税法にいたしまして、あるいは会計法規にいたしまして、それぞれやはり金がかかることだ。そこで、政府自体の考え方は、いまのJIS規格化については、どういうテンポで、どういう見込みでやつていこうとするのか。それは工業技術院に聞いたほうがいいけれども、ひとつおりましたら聞かしてもらいたい。

○朝永政府委員 情報處理關係の標準化につきましては、特に積極的にこれを進めますために、四十四年度から情報處理部会というものを設けまして、規格の制定を審議してまいりましたが、これによりまして、本年の四月一日に、これまでに制定されたプログラム言語用言語フォートランなど十八規格に加えて、新たに都道府県コード、市区町村コード、それから情報交換用磁気テープなど八規格を制定いたしまして、現在二十六規格が制定されております。さらに今後も情報處理につきましては、ソフトウェア關係、ハードウェア關係、データコード關係など、各方面において引き続き標準化を進めることといたしておりまして、これらの計画を進めるにあたりましては、国際標準化の動きもございまして、それにも即応するように配慮いたしますほか、標準化のために必要な調査、研究をいたさねばなりませんので、これもあわせて行なうことといたしてあります。

○松平委員 あまり長くなつて皆さんたちもたいへんだろうと思ふから適当にやめますけれども、ちよつと協力してください。工業技術院の院長に聞きたい。インダストリアルエンジニアリング、オペレーションリサーチ、このリサーチは、あらゆる点において進めていかなければならぬと思ふけれども、現在おくれである。このおくれを取り戻すために、科学技術庁なりあるいはそういう技術關係においてどういふふうに進めておられるのか、簡単にひとつ答弁してください。

○朝永政府委員 電子計算機關係におきましては、われわれのほうの大型プロジェクト研究におきまして、四十一年度から四十六年度までの計画で現在研究開発中の超高性能大型電子計算機がございまして、この研究開発は現在順調に進められております。それから、電気試験所を中心とした電子技術の研究所、特にそれに関連いたした電子技術の研究所、それからさらにソフトウェアの研究を含めまして、特に四十五年度からは力を入れます。機構も拡充をいたしまして研究を現在進めている段階になつております。

○松平委員 次は、最後に宮澤大臣に、さつき總理がちよつと答えをあいまいにしておられたので伺いたしたのですけれども、政府が非常に、さつきもだれかの質問に出ましたけれども、たかさんのハードウェアを使つておられるわけだ。したがつて、民間だけじやなくて、政府自体もつと關係各省が歩調をそろえながらやつていくということが非常に必要じやないかと思ふ。それをだれかが引っぱつていく役割が、いまのところないんじゃないか。てんでんばらばらのようなことになつていく。どうしても私は、引っぱつていく役割をどなたかが演じてもらわなくちゃならないと思ふ。さつきの總理の答弁を聞いておつても、まだよくのみ込んでおられない。自分の總理府にどういふ機械が入つておられるのかも知らない。こういうふうな実情なんです。したがつてこれは、總理府の中で直屬で、何かそういうものを中心になつて引っぱつていくような機關というものが必要じやないか、私はそういうふうに見ておるわけなんです。この法律ができたからといって、私はほとんどんそのことが特に進んでいくとも思われな。しかし、この法律ができると同時にそういうことも考えられて、政府全体として相当の予算というものを効率的に使つていく。効率的に使つていくならばどんな予算をふやしていく、そして追いついていく、こういう姿勢でなければならぬと思ふのですが、その考え方について最後に大臣の見解

ださい。

を承りまして、私の質問を終わります。

○宮澤国務大臣 先ほど総理大臣も言われましたように、わが国だけでもメーカーが六つあるわけでございます。

○松平委員 ちよつと、七つじゃないですか。

○宮澤国務大臣 六つかと思います。その中で政府として特に一つだけを選ぶというようなことがいいのか悪いのかという問題がやはりあるかと思ひます。たとえて申しますと、何々会社の自動車に統一することにやや話が近くなりますので、いまのところ、それをするのがいいかどうかという問題がございます。が、しかし、確かにあまりばらばらだということも、いろいろソフトウェアの関係で能率的ではない。それもそうでございます。しようと思ひますから、当面はコンピュータプログラムを考えた方がいいながら、各産業が育つてのを見つ、やはりある程度その方向に時間をかけていくということであろうかと思ひます。でございます。これが一つでありましたら簡単だということも、おっしゃるとおりだと思ひますけれども、現実には六つのメーカーがおのおのの技術革新に励んでおるところでございますから、その中から一つを政府として選んでしようということには、またそれなりの問題もあるか、こういうような問題として考えておるわけでございます。

○松平委員 私の言うのは、六つを一つにしろというのではなくて、政府の中でいろいろこういう問題点をひとつリードをしていくというか、推進していくという役割りをどこかで責任を持ってやっていくということが必要じゃないか、そういうことなんです。

それからもう一つは、いま六つと言われましたけれども、JACはこういう立場にあるのですか。JAC、日本無線の機械もかなり入っていると思うのですか。

○宮澤国務大臣 JECは、御承知のとおり会社から機械を引き取りまして、レンタルで貸しますための、いわば、そういう意味では金融機関的な役割りを果たしておるわけでございます。それ

から、推進母体のようなものが、もっと強力なものが必要ではないかと言われますことは、私どももやはり、そのとおりだと思ひます。

○八田委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○八田委員長 本案に対し、中村重光君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる修正案が提出されております。

情報処理振興事業協会等に関する法律案に対する修正案
情報処理振興事業協会等に関する法律案の一部を次のように修正する。

第一条中「もつて」の下に「国民生活の向上及び」を加える。

第三条第一項各号列記以外の部分中「電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）は、次に掲げる電子計算機及びプログラムについて、電子計算機利用高度化計画（以下「計画」という。）を、同項第二号中「に用いられることとなる」を「を目的とする」に改め、同条第五項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 関係行政機関の長は、前項の協議を受けたときは、関係審議会等の意見をきくものとする。

第四条に次の一項を加える。

2 前項の措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない。

第十六条第一項中「専門的な知識」を「学識経験」に改める。

○八田委員長 この際、修正案について、提出者

より趣旨説明を求めます。中村重光君。

○中村（重）委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、四党を代表し、私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

修正案の案文は、お手元に配付しておるとおりであります。

修正の第一点は、本法の究極目的が「国民経済の健全な発展に寄与する」ことにあるという原案に對しまして、「国民生活の向上」を目的に加えることでありまして、本法に、より広範な使命を与えようとするものであります。

第二点は、電子計算機利用高度化計画につきまして、計画の対象範囲等を明確にするのと同時に、計画の策定にあつては協議を受けた関係行政機関の長に、関係審議会等の意見を求めることを義務づけることであります。

第三点は、電子計算機の普及及びプログラム開発の促進のために資金の確保措置を講ずるにあつては、中小企業者に対する特別の配慮がなされなければならない旨の規定を新たに置くことであります。

第四点は、情報処理振興事業協会の設立発起人となる条件を緩和することでありまして、以上が修正点の要旨でございますが、その理由につきましては、審議の過程においていずれも明らかにされたところであると存じますので、何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○八田委員長 これにて修正案の趣旨説明は終わりました。

○八田委員長 これより討論に入るのであります。が、本案並びに修正案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。まず、中村重光君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よつて、本修正案は可

決いたしました。

次に、ただいま議決いたしました修正部分を除く原案について採決いたします。

これを可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よつて、本案は修正議決いたしました。

○八田委員長 次に、本法律案に対し、石井一君外三名より、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党四党共同提案にかかる附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。石井一君。

○石井（一）委員 ただいまの附帯決議案につきまして、四党を代表し私から提案の趣旨を御説明申し上げます。

決議の案文は、お手元に配付したとおりでございます。

第一点は、情報化に関する基本法についてであります。新時代に即応して、情報化に関するあらゆる分野の総合的、基本的計画を樹立することが今日の急務であります。先ほど議決いたしました本法律案は、この総合基本政策の一環であり、当面緊急を要する施策として、是認したのであります。が、政府は、これで一段落ということではなく、情報化に関する基本法案の立案を今後さらに精力的に進め、できるだけ早い機会に国会に提案されるよう強く要請するものであります。

第二点は、情報化政策に関する基本原則であります。電子計算機の性能が飛躍的に高くなつて、それはあくまで機械であり、これを中心とする情報処理、情報提供は、ともすれば機械的となり、そこには人間性不在、人間疎外、さらには反社会的な要素が生ずるおそれなしとしないのであります。この点を十分考慮して情報化に関する基本的施策が立案されるよう、本決議案に示したような事項

につき特に留意すべきことを要望したいのであります。

第三点は、情報処理に関する標準化及び情報処理技術者の養成でありまして、これらは、産業構造審議会情報産業部会の答申においても、当委員会の審議においても重点項目でありましたので、政府は、これらの促進のために鋭意努力すべきであると存じます。

第四点は、行政機関における電子計算機の利用が必ずしも満足すべき状態にないことにかんがみまして、早急に電子計算機利用の高度化、効率化をはかるため総合利用、共同利用を進めるべきことを要請したいと存じます。

第五点は、中小企業における電子計算機の普及及びプログラムの開発の推進であります。今後における情報化の進展は必然的であり、それに伴って企業が導入する電子計算機はますます高性能となり、プログラムの開発も進んでまいります。資力の乏しい中小企業は、この趨勢についていくことができず、大企業とのコンピュータギャップが拡大する一方となるおそれがあります。これに対処していくために、情報処理振興事業協会及び中小企業近代化関係諸制度の果たすべき役割りは、きわめて大きいものがあります。政府は、この点に十分留意して、一つ一つすみやかに改善をはかる必要があると存するのであります。

以上が附帯決議案提出の趣旨であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

〔参照〕

情報処理振興事業協会等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、左の諸点につき特に配慮すべきである。

一、情報化の促進は、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与する重要な問題があるのみならず、それに関する政策は、極めて広範、多岐にわたるものであることにかんがみ、これ

らの諸点を総合調整のうえ、可及的すみやかに情報化に関する基本法を提案するよう努力すること。

二、情報化に関する基本的施策の立案に際しては、情報の民主的かつ平和の利用、国民に対する公開及び基本的人権の保障の諸点に留意すること。

三、情報処理技術の進歩と見合いのもとに情報処理に関する標準化の促進を図るとともに、情報処理技術者の養成に努めること。

四、行政機関における電子計算機の総合利用、共同利用を極力推進すること。

五、本法第四条及び第二十八条に基づいて中小企業における電子計算機の普及及びプログラムの開発を推進するにあたっては、情報処理振興事業協会の機能をすみやかに充実するとともに、中小企業振興事業団の助成制度、中小企業信用保証制度、機械類信用保険制度、政府関係中小企業金融三機関の金融措置等の整備充実に努めること。

○八田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

直ちに採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○八田委員長 起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、附帯決議について政府から発言を求められております。これを許します。宮澤通商産業大臣。

○宮澤通商産業大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨を尊重いたしまして行政を進めてまいりたいと存じます。

○八田委員長 おはかりいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして

は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○八田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○八田委員長 次回は、明二十四日午前十時理事會、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十七分散会

